

(案)

資料3

新たな子供・若者育成支援推進大綱の在り方について
(報告書)

令和2年(2020年)12月

子供・若者育成支援推進のための有識者会議

はじめに

日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法（以下「子若法」という。）が平成 22 年（2010 年）4 月に施行され、10 年が経過した。

この間、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災、令和 2 年（2020 年）の新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）といった、まさに「国難」とも称される事態が発生するとともに、情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行するなど、子供・若者を取り巻く状況には大きな変化が生じている。

子供・若者育成支援推進のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）においては、このような状況変化を踏まえつつ、第 3 次となる、新たな子供・若者育成支援推進大綱¹（以下「大綱」という。）の在り方について政府に報告を行うべく、平成 31 年（2019 年）4 月から計 13 回の審議を行った。

審議過程においては、関係府省からのヒアリング、構成員によるプレゼンテーションを実施するとともに、事務局（内閣府青少年企画担当）が実施した意見募集²やヒアリング³の結果についても聴取した。有識者会議では、これら子供・若者自身や支援現場の声を踏まえつつ議論を重ね、本報告書を取りまとめたものである。

本報告書のポイントを一言でいえば、子供・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、支援の担い手やそのネットワークを強化しつつ取り組むとともに、取組の推進・評価にデータを有効活用していく、ということである。

政府においては、本報告書の内容を適切に踏まえるとともに、パブリックコメントを含め、さらに多様な意見に耳を傾けつつ大綱を策定・運用されるよう、期待する。

¹ 子若法第 8 条に定める大綱をいう。本報告書において同じ。

² 内閣府のユース特命報告員（中学生～29 歳）からの意見募集（2020 年 11 月実施）。

³ 内閣府の子供・若者施策調査研究会において実施した、子供・若者育成支援団体及びその支援当事者からのヒアリング（2020 年 12 月 8 日実施）。

目次

はじめに	1
第1章 子供・若者を取り巻く状況の認識	3
1. 社会全体の状況	3
(1) 生命・安全の確保	3
(2) SDGS（持続可能な開発目標）の推進	4
(3) 多様性と包摂性ある社会の形成（ダイバーシティ&インクルージョン）	4
(4) デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進	4
(5) 成年年齢の引き下げ等への円滑な対応	5
(6) 子供・若者の人権・権利の保障	5
2. 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況	6
(1) 家庭を巡る現状と課題	6
(2) 学校を巡る現状と課題	8
(3) 地域社会を巡る現状と課題	10
(4) 情報通信環境を巡る現状と課題	12
(5) 就業を巡る現状と課題	13
第2章 子供・若者育成支援の基本的な方針	15
第3章 子供・若者育成支援の基本的な施策	17
全ての子供・若者の健やかな育成	17
困難を有する子供・若者やその家族の支援	19
創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援	21
子供・若者の成長のための社会環境の整備	22
子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援	23
第4章 子供・若者育成支援施策の点検・評価等	24
(1) 評価の実施方法について	24
(2) 調査研究について	25
(3) 広報啓発について	25
(4) 関係機関・組織間の連携・協働について	25
(5) 大綱の見直し期間について	25
(別添1) 個別施策の企画・実施等に関する有識者会議構成員の意見	26
(別添2) 参考指標 子供・若者の意識に関するデータ	48
(別添3) 参考指標 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画・機関等に関するデータ	49
(別添4) 参考指標 他の法律に基づく基本計画・大綱等における子供・若者育成支援に関するデータ	50
(参考1) 子供・若者育成支援推進のための有識者会議 審議経過	51
(参考2) 子供・若者育成支援推進のための有識者会議 構成員	53
子供・若者育成支援推進のための有識者会議報告書 概要	54

第1章 子供・若者を取り巻く状況の認識

次代を担う子供・若者の育成支援をさらに推進していくためには、子供・若者を取り巻く現下の状況をしっかりと認識しておくことが不可欠である。

本章では、子供・若者を取り巻く状況を5つの場（プレイス・居場所）に分け、モレなく、俯瞰的に分析する。5つの場とは、子供・若者がそこで過ごすところの、家庭、学校、地域社会、情報通信環境（インターネット空間）、就業（働く場）の5つである。

ただし、これら5つの「場」を通じて影響を与える全体的な状況もあるため、まずこれら社会全体の状況について述べることとする。

1. 社会全体の状況

ここでは、子供・若者の健全育成の観点から、「生命・安全」「SDGs」「D&I」「DX」「成年」「人権・権利」の6つのキーワードで、社会全体の状況を整理・分析する。

（1）生命・安全の確保

家庭、学校、地域等を問わず、子供・若者の生命・安全を脅かす深刻な状況が生じている。とりわけ、15歳から39歳の死因の1位を占め、コロナ禍の影響も懸念される自殺は、極めて重大な問題である。

さらに、大人も含め、これまで直接経験したことがない「未曾有」「想定外」「何十年に一度」などと表現されるような激甚災害や感染症が発生するとともに、児童虐待、性被害等の事件、事故が頻発している。いつ、どこにいても生命・安全の危機に直面しうる状況の中、子供・若者育成支援施策の最重要課題として、子供・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められている。

(2) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGs (持続可能な開発目標) は、2030 年までに、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17 の目標⁴は何れも、未来を生きる子供・若者に深く関係する。新たな大綱の最終年度として想定される令和 7 年度 (2025 年度) には、SDGs が達成された社会をめざすことを目的として、大阪・関西万博 (2025 年日本国際博覧会) が開催される。SDGs に対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGs の各目標との関連をより一層意識しながら、子供・若者育成支援施策を推進していくことが求められている。

(3) 多様性と包摂性ある社会の形成 (ダイバーシティ & インクルージョン)

子供・若者を始め、人々の意識や興味・関心、生き方・働き方等はますます多様化するとともに、グローバル化に伴い外国人労働者や外国人留学生、帰国生等も増加している。一方で、「みんなと同じでなくてはならない」という同調圧力は、地域、学校、職域等によらず、我が国社会に根強く存在しており、そのことが生きづらさ、息苦しさを増幅させているとの指摘もある。

思想・信条、人種、国籍、性別、性的指向・性自認 (性同一性)、心身の状況など、個々の違いを認め、尊重しつつ協働していくこと、すなわち多様性と包摂性 (ダイバーシティ & インクルージョン) ある社会を目指していくことは、個人の幸せ (well-being) だけでなく、持続可能な社会の実現や、新たな価値の創出による経済発展等の観点からも重要である。このような D&I 社会の形成に向け、子供・若者期からの取組が求められている。

(4) デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進

企業、行政等を問わず、デジタル技術やデータを活用した業務・組織等の変革、すなわちデジタル・トランスフォーメーション (DX) が課題となっており、

⁴ 1 貧困をなくす 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう

教育における EdTech(エドテック) や、市民活動における CivicTech(シビックテック) など、各分野において課題解決にデジタル技術やデータを活用する動きが広がりをみせている。

子供・若者育成支援においても、いわば Child-Youth Tech (チャイルド・ユース・テック) としてのデジタル技術・データの活用や、アナログとデジタル、オンラインとオフライン、リアルとバーチャルの最適な組み合わせ(ハイブリッド)による業務モデルの変革など、DXを推進し、多様化・複雑化する子供・若者の個々の状況に応じた、きめ細やかな支援の充実等につなげていくことが求められている。

(5) 成年年齢の引き下げ等への円滑な対応

平成27年(2015年)には選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4年(2022年)には成年年齢が18歳へと引き下げられる。一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢など、成年年齢が引き下げられてもそのままとなるものや、今後の適用年齢等について現時点では結論が得られていないものもある。

若者に関する制度的扱いが18歳、19歳、20歳等でそれぞれ異なることとなる中、これらの制度改正によって期待される効果(自立した活動の促進等)を最大限にし、懸念される影響(消費者被害の発生等)を最小限に止められるよう、広報啓発や家庭・学校・地域・職域における教育など、円滑な対応が求められている。

(6) 子供・若者の人権・権利の保障

子若法は、児童の権利に関する条約を引用した法律の先がけであり、「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること⁵」等を基本理念として明記している。

同法の施行から10年が経過する中、当該理念の重要性を改めて認識し、家庭・学校・地域・職域等を通じ、子供・若者の人権・権利についての理解を深め、さらにその保障を徹底していくことが求められている⁶。

⁵ 子若法第2条第2号

⁶ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の附則第7条第4項においても「政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援

2. 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

(1) 家庭を巡る現状と課題

人にとって家庭は、文字どおり「ホームグラウンド」であり、「ファーストプレイス」である。とりわけ成長途上にある子供・若者にとって、家庭の役割は極めて大きい。家庭は、子供・若者を育くむ基盤であり、父母その他の保護者（以下「父母等」という）は、子育て・教育に第一義的責任を有する。

一方、家庭を巡っては、例えば以下のような課題が生じており、父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、子供・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、国及び地方公共団体もともに責任を負うとともに、社会全体、地域全体で父母等や家庭を支えていくことが求められている⁷。

(世帯構造の変化等)

三世帯世帯が大きく減少⁸するとともに、都市部への人口流入を背景に、生まれ育った地域を離れて生活する家庭も少なくないなど、子育て・教育に自らの父母等の助力を得ることが難しい状況が生じている。特に、ひとり親家庭にあっては、配偶者の助力を得ることもできず、より負担感を高め、孤立感を深めやすい状況となっている。

また、世帯人数の減少⁹等に伴い、父母や兄弟姉妹など家族の介護等が必要になった場合、本来であれば家庭や学校、地域等において健やかに生まれ、成長・活躍の機会を存分に与えられるべき子供・若者自身が介護者（ヤングケアラー¹⁰）とならざるを得ず、勉学や生活等に支障が生じる事態も生じている。父母等についても、遠距離介護を含め、親の介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」が社会問題となっている。

する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨、規定されている。

⁷ 児童福祉法には、以下のとおり規定されている。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

⁸ 三世帯世帯の数と割合：約346万世帯17.5%（2014年） 約262万世帯13.3%（2019年）[厚生労働省「国民生活基礎調査」]

⁹ 平均世帯人員3.10人（1989年） 2.75人（2001年） 2.39人（2019年）[厚生労働省「国民生活基礎調査」]

¹⁰ 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（18歳未満の者）、同様の状態にある18歳以上の若者は「若者ケアラー」等と呼ばれる。

さらに、共働き世帯が一般的になるとともに¹¹、ひとり親、再婚¹²、事実婚、国際結婚など、婚姻の在り方も多様化しているが、父母等の就業や婚姻等の状況に関わらず、子供・若者が良好な家庭的環境で生活し、成長していけることが重要¹³である。

（児童虐待）

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす深刻な問題である。児童相談所における相談対応件数¹⁴や警察における検挙件数¹⁵の大幅な増加等を踏まえた対策の徹底が求められている。

（貧困）

子供・若者の将来が、家庭の経済状況など、生まれ育った環境によって左右されることがないようにしていくことは、子供・若者自身だけでなく、社会の持続的発展にとって極めて重要である。特に経済的に困窮している実態がうかがわれる¹⁶、ひとり親家庭への支援をはじめ、貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進が求められている。

（家族観の変化）

コロナ禍は、外出自粛等により閉塞感や不安感を高め、配偶者等からの暴力や児童虐待等の増加・深刻化が懸念されるなど、子供・若者はもとより、父母等を含め家庭、とりわけ困難な問題を抱える家庭に大きな影響を与えた。

一方で、「増えた家族との時間を今後も保ちたい」とする者が多かったことなど¹⁷、家族の絆が深まる方向に家族観が変化する傾向も見られた。このような家族観の変化を定着させるべく、困難な問題を抱える子供・若者とその家族への支援を推進するとともに、家族と過ごす時間が十分に確保できるよう、長時間労働の是正、テレワークを始めとする多様で柔軟な働き方の推進等が求められている。

¹¹ 夫が雇用者である2人以上の世帯のうち、共働き世帯約1,245万世帯（68.1%）に対し、男性雇用者と無業の妻から成る世帯は約582万世帯（31.9%）[総務省「労働力調査（詳細集計）」]により計算

¹² 婚姻件数のうち、夫婦とも又は一方が再婚の割合 1990年18.3% 2015年26.8% [厚生労働省「人口動態統計特殊報告『婚姻に関する統計』」]

¹³ 子若法では「子ども・若者が成長する過程においては、（中略）とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要である」（第2条第3号）と規定。

¹⁴ 児童相談所における児童虐待相談対応件数 103,286件（2015年度） 159,838件（2019年度速報値） [厚生労働省]

¹⁵ 警察が検挙した児童虐待事件数 822件（2015年） 1,972件（2019年）[警察庁「少年の補導及び保護の概況」]

¹⁶ 18歳未満の子供の相対的貧困率は13.5%。ひとり親家庭の貧困率は48.1%（2018年）[厚生労働省「国民生活基礎調査」]

¹⁷ ・家族の重要性をより意識するようになった人が49.9%
・70.3%が家族との時間が増加、うち81.9%が今後も保ちたいと回答
[内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」]

(2) 学校を巡る現状と課題

学校は、子供・若者にとって、学びの場であるだけでなく、安心安全な居場所・セーフティネットとなるなど、福祉面でも極めて重要な存在となっている。コロナ禍における臨時休業は、そのような学校の重要性を再認識させた。

一方で、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校の負担は年々増大し、例えば以下のような課題が生じており、地域等による学校支援を充実させるとともに、学校教員のマンパワーに頼るのではなく、地域の子供・若者が集うプラットフォーム(場)としての学校の特性を活かしつつ、子供・若者育成支援を推進していくことが求められている。

(児童生徒の多様化)

特別支援教育を受ける者¹⁸、外国にルーツを持つ者等¹⁹が増加するとともに、性的志向・性自認(性同一性)に係る者や特定分野に特異な才能がある者が少なからずいるとの指摘もあるなど、児童生徒が多様化している²⁰。

(生徒指導上の課題)

児童生徒の自殺者数は高止まりし²¹、コロナ禍の影響も懸念されている。

また、小・中学校における不登校児童生徒数は、増加傾向が続き過去最多²²となっている。

高等学校における不登校生徒数、中途退学率は、若干改善の傾向が見られるものの²³、高校中退は、その後の自立にとって大きな困難要因となることが指摘されている。

小・中・高等学校等における、いじめの認知件数は、増加傾向が続き過去最多となり、うち重大事態も過去最多、インターネットや SNS による誹謗・中傷も増加²⁴している²⁵。

¹⁸ 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒 2013 年度 約 17.4 万人 2019 年度約 27.8 万人 [文部科学省「学校基本調査」]

小中学校で通級による指導を受ける児童生徒 2013 年度 約 7.8 万人 2019 年度約 13.3 万人 [文部科学省「通級による指導実施状況調査」]

¹⁹ 日本語指導を必要とする児童生徒 2018 年度約 5.1 万人。10 年で約 1.5 倍に [文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」]

²⁰ 高等教育機関においても障害のある学生の増加、外国人留学生の増加など学生等が多様化している。

²¹ 2015 年度 215 人 2018 年度 332 人 2019 年度 317 人

²² 7 年連続で増加し、2019 年度には約 18.1 万人で過去最多。一方、不登校児童生徒等への教育機会の確保等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が 2017 年に施行されるなど、取組が強化されている。

²³ 中途退学者数 2019 年度約 4.3 万人(前年度約 4.9 万人) 中途退学率 2019 年度約 1.3%(前年度約 1.4%)

²⁴ いじめの認知件数は、6 年連続で増加し、2019 年度には約 61 万件。重大事態も 723 件で過去最多。「いじめの態様」のうち、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数は、2019 年度には約 1.8 万件、5 年前の約 2.3 倍に上る。[注 20 から注 23 について、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」]

²⁵ いじめの発生に関する「認知」が進んできた一方で、実態の深刻さの正確な把握が課題と考えられる。

（教職員の多忙化・不足）

教員の長時間勤務²⁶による疲弊²⁷、教員採用選考試験における採用倍率の低下²⁸等が問題となるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置時間が十分でないことも指摘されている。

（学校の減少）

少子化の進行により、地域において学校が減少しており²⁹、学校教育の維持と質の保証が課題となるとともに、地域コミュニティの中心でもある学校の減少により、地域のさらなる活力低下も懸念されている。

（情報化への対応）

諸外国に比して、我が国の生徒については、情報活用能力等に課題があり、デジタル機器を「学び」に多く使わない傾向が明らかになっている³⁰。

また、学校における ICT 環境の整備等の遅れがコロナ禍で改めて浮き彫りとなった³¹ものの、GIGA スクール構想³²の下、学校の ICT 環境整備が加速されており、その有効活用が課題となっている。

²⁶ 2016 年において、小学校で月約 59 時間、中学校で月約 81 時間の時間外勤務が推計[文部科学省「教員勤務実態調査」]

²⁷ 2018 年度中における公立学校の教育職員の精神疾患による休職者数 5,212 人（全体の 0.57%）[文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」]

²⁸ 教員採用選考試験における採用倍率は公立小学校では 2000 年度 12.5 倍 2019 年度 2.8 倍。1 倍台の教委も存在。[文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」]

²⁹ 小・中学校がそれぞれ 1 校しかない市町村が 233(13.3%)、公立高等学校が 1 校以下の市町村が 1,088 (62.5%) に。[文部科学省「学校基本調査」]

³⁰ 国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能 7 OECD 生徒の学習到達度調査（PISA） 2018 年調査国際結果報告書』

³¹ コロナ禍における「同時双方向型のオンライン指導」の実施状況は、公立学校の設置者単位で約 15%にとどまった。[文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」]

³² 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現をめざす構想。

(3) 地域社会を巡る現状と課題

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子供・若者の健やかな成長に重要な役割を有している。前述のとおり、家庭や学校が様々な課題を抱える中、「地域の子供・若者は地域で育てる」との観点から、地域社会に対する期待は大きい。

しかしながら、地域社会もまた、例えば以下のような課題を抱えており、家庭や学校を一方的に支え続けることは困難となっていることから、地域社会と家庭、学校等が互いに互いを理解し、支えあう、持続可能な連携・協働関係（パートナーシップ）の確立等が求められている。

(つながりの希薄化)

近所付き合いをする人が減少傾向にある³³とともに、若年層を中心に、町内会・自治会等への加入や活動への参加を避ける傾向が指摘されるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

(地域活動の担い手の高齢化・固定化)

これまで地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきたシニア層の高齢化が進み、令和4年（2022年）には団塊の世代が後期高齢者となり始める。

高齢化と人口減とがあいまって担い手が減り、特定の者に固定される中で、組織や活動が硬直化し、ますます若者をはじめ新たな者が参加しにくくなるといった悪循環も指摘されている。

(新たな住民の流入等)

東京など都市部への若者の流出が続いており³⁴、地方のコミュニティ存続にとって大きな問題となっている。一方で、コロナ禍を機に、地方移住や二地域居住等への関心が高まり³⁵、テレワークの普及により、都心部からの転出増の動きも見られる³⁶。これまで主に就労面での懸念から地方移住が進まなかったこと³⁷に鑑みれば、今後テレワークが定着することによ

³³ 現在の地域での付き合いの程度

付き合っている 67.0%（2017年1月） 65.4%（2020年1月）

付き合っていない 32.9%（2017年1月） 34.3%（2020年1月）[内閣府「社会意識に関する世論調査」]

³⁴ 東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への転出超過数は2019年には約14.6万人に達している。このうち15歳～29歳の若者が9割超を占める（約13.2万人、90.4%）。[総務省「住民基本台帳人口移動報告」]

³⁵ 例えば、東京23区の20歳代の35.4%が、地方移住への関心が高まったと回答

[内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」]

³⁶ 2020年7月以降、東京都においては転出超過となっている（同年10月まで確認）。なお、都全体の転出超が2,715人であるところ23区の転出超は4,525人（同年10月）[総務省「住民基本台帳人口移動報告」]

³⁷ 東京圏在住者49.8%が地方暮らしに関心の一方、移住への懸念・不安の1位は「働き口が見つからない」の50.8% [内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」令和2年2月]

り、地方移住の動きも定着、促進されていく可能性がある。また、生産年齢人口の減少等により、外国人労働者やその家族たる子供・若者等の流入が進んでいる地域も多い。これら新たな住民のコミュニティへの円滑な受け入れ、新旧住民の共生等も課題となっている。

(4) 情報通信環境を巡る現状と課題

急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等に伴い、子供・若者が過ごす「場」としての情報通信環境(インターネット空間)の存在感は格段に大きくなっている。

教育や行政、医療など、あらゆる分野でデジタル化が加速する中、例えば以下のようなインターネット利用の利点(光)を拡大し、弊害(影)を縮小していくことが求められている。

(インターネット利用の“光”)

インターネットを活用することで、地理的、時間的、経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身につけたり、防災情報を含め最新の情報を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとったりすることなどが容易になる³⁸。外出自粛を余儀なくされたコロナ禍は、これらインターネットの重要性をさらに強く認識させた。

社会・経済活動においてもインターネットは必須のツールとなっており、インターネットを活用して新たなコンテンツ・サービスや専門的知見等を生み出し、社会・経済に大きなインパクトを与えた若者の例も多い。

(インターネット利用の“影”)

子供・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいる³⁹。さらに、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)に起因する犯罪被害⁴⁰、ネット上の誹謗中傷やいじめ、ネット依存・ゲーム依存⁴¹など、インターネット利用による弊害も深刻になっている。

³⁸ 誰もが高速かつ低廉にインターネットにアクセスできる環境整備が前提として求められる。

³⁹ ・インターネット平均利用率(2015年度 2019年度)
6~12歳:74.8% 80.2% 13~19歳:98.2% 98.4% [総務省「通信利用動向調査」]
・インターネット平均利用時間(平日1日当たり)(2015年度 2019年度)
小学生:84.8分 129.1分 中学生:127.3分 176.1分
高校生:192.4分 247.8分 全体:141.8分 182.3分
・例えば、小学校入学前の5歳でも利用時間は77分に達している。

[内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」]

⁴⁰ SNSに起因する事犯の被害児童数1,652人(2015年) 2,082人(2019年)[警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」]

⁴¹ WHO(世界保健機関)がゲーム障害を国際疾病分類に追加するなど、健康面の影響も懸念されている。

(5) 就業を巡る現状と課題

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要である。働く場は、生活の糧を得るだけでなく、若者の成長、自己実現の場でもある。

若者の就業を巡っては、近年、失業率や平均賃金等の指標⁴²が改善傾向にあったものの、コロナ禍による悪化が懸念されている。

さらに、例えば以下のような課題が生じており、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を存分に発揮していけるよう、困難な状態にある若者の自立や社会参加に向けた支援を含め、総合的な取組の推進が求められている。

(長期間就業等をしていない者の存在)

近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーターの割合は減少傾向にある⁴³。一方、若年無業者の割合はコロナ禍前においても減少しておらず⁴⁴、長期間ひきこもり状態にある者も少なくない⁴⁵。

(起業意識等の低さ)

起業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済成長を支え、社会をより多様なものにするものである。しかしながら、我が国においては、起業への意識や実績が低く⁴⁶、柔軟な発想と旺盛な行動力を有する若者の、起業へのチャレンジが期待されている。

⁴²・完全失業率(男女計) 15~19歳 20~24歳 25~29歳

5.1% 5.6% 5.1% (2015年)

2.5% 4.2% 3.6% (2019年)[総務省「労働力調査」]

・平均賃金(25~29歳)

正社員・正職員 240.6万円(2015年) 249.5万円(2019年)

正社員・正職員以外 192.4万円(2015年) 198.9万円(2019年)[厚生労働省「賃金構造基本統計調査」]

⁴³・非正規雇用者比率

男女計 15~24歳 29.7%(2015年) 26.0%(2019年)

25~34歳 27.3%(2015年) 24.8%(2019年)[総務省「労働力調査」]

・15~34歳人口に占めるフリーターの割合の推移

男性 5.8%(2015年) 5.1%(2019年)

女性 7.0%(2015年) 5.9%(2019年)[総務省「労働力調査」]

⁴⁴ 15~39歳人口に占める若年無業者の割合

男女計 2.1%(2015年度) 2.3%(2019年度)[総務省「労働力調査」]

⁴⁵ ひきこもり状態(普段は家にいるが、趣味に関する用事や近所のコンビニなどには出かける者を含む)の若者(15~39歳) 1.57%[内閣府「若者の生活に関する調査」(2015年)]。ひきこもり状態になってからの期間が7年以上の者は15歳~39歳で34.7%(同調査)、40歳~64歳で46.7%[内閣府「生活状況に関する調査」(2018年)]。

⁴⁶ OECDのEntrepreneurship at a Glance 2015によると、日本は「起業して失敗することを恐れる」との回答者が最多、「学校で起業家精神を学んだ」との回答者が最小)

日本の開業率は2018年度4.4%。米(2016年)英(2017年)等は10%超[中小企業白書等]

（求められる能力の高度化）

社会が求める人材像は、Society5.0⁴⁷時代にあってイノベーションを生み出す人材、持続可能な社会の創り手となる人材、「新たな日常」の実現に向けて社会変革の推進力となる人材など様々に表現されるが、課題発見・課題解決力など、より高い能力が求められている点に変わりはない。

（外国人労働者等の増加）

グローバル化や生産年齢人口の減少等に伴い、外国人労働者やその家族たる子供・若者等が今後ますます増加することが予想されており、その就業や生活への支援、職域や生活の場における共生、協働等が課題となっている。

（テレワーク等の普及）

コロナ禍を機に、テレワークやウェブ会議等が急速に普及し⁴⁸、これに伴いオフィスの縮小や地方移転の動きも見られる。テレワークに関しては、コミュニケーションの不足やオン・オフの切り替えの難しさなど、問題点も指摘されているが、自室をはじめ働きやすい場所を自ら選んで働けることは、心身や時間等の面で通勤、出張等に困難を有する者や、世代的にICTの活用にも長けている若者にとって特にメリットが大きく、その定着とさらなる普及が課題となっている。

⁴⁷ 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

⁴⁸ 感染症の影響下におけるテレワークの実施状況（全国）34.6%

〔内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」〕

第2章 子供・若者育成支援の基本的な方針

現大綱は、以下の5本の柱をもって、子供・若者育成支援の基本的な方針としている。

全ての子供・若者の健やかな育成 困難を有する子供・若者やその家族の支援 子供・若者の成長のための社会環境の整備 子供・若者の成長を支える担い手の養成 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
--

これら5本の柱は、子若法の目的（第1条）、基本理念（第2条）を踏まえたものである。

すなわち、 は「子ども・若者の健やかな育成」（第1条）や「一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し」（第2条第1号）等に、 は「社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援」（第1条）や「社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては（中略）必要な支援を行うこと」（第2条第7号）等に、 は「良好な社会環境（中略）の整備」（第2条第5号）等に、 は「社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たす」（第2条第6号）等に、 は「次代の社会を担うことができるようになること」（第2条第1号）等に紐づくものである⁴⁹。

さらに、当該柱立ては、地方公共団体がこの大綱を勘案して作成する「子ども・若者計画」の構成に活用されたり、内閣府が毎年取りまとめている「子供・若者白書」や「子供・若者育成支援施策関係予算の概要集」の章立てに採用されたりしている。国民、住民による子供・若者育成支援施策の中長期的な跡づけ・検証を容易にする観点からも、当該柱立てを維持することが適当である。

ただし、 の困難を有する子供・若者と、 の創造的な未来を切り拓く子供・若者は、全く別個の存在ではない。困難から脱却して才能を開花させたり、一定の困難を有しながらも特定分野で創造性を発揮したりするなど、地続きの存在である。このため、この2つ

⁴⁹ 第2条（基本理念）のうち、上記で言及のない第2号（子ども・若者の人権保障）、第3号（社会的要因の多様性等）、第6号（関係分野における知見の総合）については、 から に通底する内容である。

の柱を連続する位置に置き、困難の軽減・解消から、才能の開花・発揮へと切れ目なく支援していくとの趣旨を明確にすべきである。

さらに、の「担い手」については、養成するだけでなく、知識・スキルを高めつつ、持続的に活躍していただけるよう、支援していくことを明確にすることが望ましい。

以上を踏まえ、新大綱における子供・若者育成支援の基本的な方針は、以下のとおりとすることが適当である。

全ての子供・若者の健やかな育成

全ての子供・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を自立して生き抜く基礎を形成できるよう、育成する。

困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難を有する子供・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、支援する。

創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援する。

子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、安心安全な居場所として、より良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進する。

子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子供・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう、支援する。

第3章 子供・若者育成支援の基本的な施策

本章では、前章で設定した基本的方針の5つの柱ごとに、重点的に取り組むべき基本的な施策を示す。なお、個別具体の施策の企画・実施等に関する有識者会議構成員の意見を別添1に整理しているので、参照されたい。

全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣や生活様式について、乳幼児期に家庭を中心に形成されるとともに、睡眠や食などの習慣が乱れがちになる青年期においても、適切に自己管理がなされるよう、支援する。

GIGAスクール構想による1人1台のICT環境を活かしつつ、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育を使いこなすことで、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。併せて、リアルで多様な体験活動を充実し、バーチャルとリアルの最適な組み合わせ（ハイブリッド）により、バランス良く子供・若者を育成する。

基礎学力の保障、体力の向上、インターネットを適切に活用する能力を含むコミュニケーション能力の育成、自己肯定感・自己有用感、社会形成に参画する態度、規範意識、思いやりの心の涵養等に取り組む。

子供・若者が、性被害を含む犯罪や災害、感染症、事故等から自らの安全を守るとともに、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう、体系的に安全教育、健康教育を推進する。とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させる。また、成年年齢引き下げに円滑に対応するため、消費者教育や消費者保護等の取組を推進するとともに、引き下げ後も20歳になるまでは禁止される飲酒・喫煙の防止を図る。

子供・若者が自らの心身や権利を守るためには、主体的に他者に相談し支援を求める能力や、関連する知識を持つことが重要である。このため、発達段階に応じつつ、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力を育むとともに、SOSの出し方や相談方法、相談先等についての教育・啓発、自らに保障されている人権・権利や雇用、消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を図る。あわせて、子供・若者の意見を適切に聴き取り、代弁する等の取組を推進する。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、子供・若者や家族にとって身近な学校における相談体制の充実を図る。あわせて、学校に相談しづらい事情がある者や、どこに相談して良いかわからない者等に対する学校外の相談体制、特に、子

供・若者育成支援に関する地域住民からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)の設置をアドバイザーの派遣等により加速するとともに、機能の充実を図る。

キャリア教育等を通じて、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、その後の自立にとって大きな困難要因となる高等学校等の中退防止を図る。

円滑な就職支援と職場定着、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、学び直しの推進等により、若者の雇用安定化と所得向上、セーフティネットの確保を図る。

困難を有する子供・若者やその家族の支援

- 子供・若者やその家族が抱える困難な問題は、多重化、長期化する傾向が見られる。このため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行いつつ対応すること（横のネットワーク）、子供・若者期の年齢階層で途切れることなく継続して支援を行うこと（縦のネットワーク）が不可欠である⁵⁰。このような縦横のネットワークによる重層的・継続的な支援の推進体制となるのが「子ども・若者支援地域協議会」であり、地方公共団体における整備を、アドバイザーの登録・派遣等により加速する。あわせて、各地の協議会どうしの連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。
- 困難を有する子供・若者やその家族への支援に際しては、それぞれの状況に応じ、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）、問題の長期化を踏まえた伴走型の継続支援⁵¹、問題の多重化を踏まえたチームによる支援、専門家だけでなく身近な人が加わった形での支援、SNSによる相談やアプローチ等を推進する。
- コロナ禍の影響も懸念される自殺への対策については、「自殺総合対策大綱」等に基づき、SNSを活用した相談体制の充実等、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を推進する。
- 児童虐待については、児童相談所における相談対応件数の大幅な増加等を踏まえ、発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護、長期的な心のケア、自立支援に至るまでの一連の対策の更なる強化を図るとともに、虐待を受けた子供等を、里親家庭やファミリーホームなど、より家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護を推進する。
- 子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、令和元年度（2019年度）に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、支援が届きにくい家庭の早期発見、早期対応など、対策を一層推進する。また、経済的困難を抱える若者に対し、奨学金の返還困難時の支援制度など、セーフティネットの確保と周知を推進する。

⁵⁰ 例えば、ひきこもり問題など、青年期を終える段階でも問題が継続する場合も、支援が途切れないよう、受けられる支援の周知や関係機関間での円滑な引継ぎ等が求められる。

⁵¹ 例えば、学校卒業、妊娠、出産、子育てなど、ライフステージの変化に伴い、課題や必要な支援も変化するため、特定の時点において一定の課題解決がなされた後も、適切な支援が求められる。

ひきこもり状態にある子供・若者については、長期にわたり困難な状況が継続することがないように、その要因の多様性等を踏まえつつ、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進する。

障害のある子供・若者については、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、特別支援教育や就労支援等の充実を図る。

外国人労働者及びその家族たる若者・子供等に対しては、就学支援や適応支援、日本語指導など、個々の状況に応じた支援を推進する。

- 様々な理由によって生じる差別⁵²については、子供・若者やその家族の抱える困難な状況をさらに悪化させるものである。子若法においても、子供・若者が「不当な差別的取り扱いを受けることがないようにする」ことを求めている⁵³。不当な差別の発生・まん延を防ぐため、背景となる事案に関する正しい知識の普及や、情報の真贋を確認する態度等の育成を含め、教育・啓発を推進する。

⁵² コロナ禍においても、感染者や医療従事者等に対する不当な差別が社会問題となった。

⁵³ 子若法第2条第2号

創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- 異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、英語等によるコミュニケーション能力等を培う教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ等を推進し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図る。
- ESD⁵⁴を推進し、持続可能な社会の創り手となる人材の育成を図る。
- STEAM 教育⁵⁵やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）等を推進し、イノベーションの担い手となる科学技術人材や若手起業家、情報通信技術を高度に活用できる人材等を育成するとともに、特定分野に特異な才能がある子供・若者を、存在感のある「出る杭」として、大学、研究機関等の連携・協働の下、応援する。
- 地方公共団体、地元企業、大学等が連携して地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に移住したり、遠隔から ICT を活用したりして地域おこしに活躍する若者を応援する。
- 子供・若者の社会貢献に対する内閣総理大臣表彰について、活動事例を広く周知するとともに、歴代受賞者をネットワーク化するなど、さらなる活躍を応援する。また、子供・若者の社会貢献活動の支援など、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む地方公共団体等も賞の対象とする。

⁵⁴ Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

⁵⁵ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

子供・若者の成長のための社会環境の整備

- 全ての子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような居場所(サードプレイス)⁵⁶を増やすとともに、公衆衛生や安全に配慮した適切な環境の下、外遊びなど各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。
- 子ども家庭支援拠点、子育て世代包括支援センターの設置を推進するとともに、全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て体験・交流活動を行う活動の充実を図る。
- SNS に起因する子供・若者の被害事犯の増加等を踏まえ、第4次青少年インターネット環境整備基本計画による取組で下げ止まったフィルタリング利用率⁵⁷の向上や、フィルタリングの促進だけでは防ぎきれない被害の存在やインターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえたペアレンタルコントロールによる対応を推進する。
- 家族で過ごす時間、父母等が子供・若者と向き合う時間、若者が自己啓発、地域活動等を行うための時間等の増加や、困難な状況を抱える若者の自立・社会参加等に資するよう、テレワーク等の多様で柔軟な働き方や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保等に向けた取組みを推進する。
- 一人の子供・若者をも取り残すことなく、その育成支援に取り組むことは、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたったSDGsの達成に向けた取組そのものであり、次代の社会を担う子供・若者への投資は、SDGsへの投資に他ならない。このような観点から、子供・若者育成支援に向けた機運を高め、官民挙げた取組・投資を促進する。

地域団体について、子供・若者を始めとする多様な意見を柔軟に取り入れつつ運営・組織の活性化を図るとともに、日常的なボランティアをはじめ活動への参加を促進する。

⁵⁶ ほっとでき、居心地が良い居場所の数と、子供・若者の生活の充実度や前向きな将来像との間には相関が見られる(内閣府「子供・若者の意識に関する調査」2016年度)

⁵⁷ 子供のインターネット利用に関し、フィルタリングを利用するとした保護者の割合

41.4%(2015年) 36.8%(2018年) 37.4%(2019年)[青少年のインターネット利用環境実態調査]

子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

- 子供・若者の生育状況等に関する各種指標をわかりやすく整理した「子供・若者インデックスボード」（仮称）⁵⁸を作成・公開し、社会全体で共有する。これにより、家庭、学校、地域、行政、企業、NPO、研究機関など、各ステークホルダーによるそれぞれの得意分野や知見等を活かした取組や、それぞれの連携・協働を促進しつつ、現役世代を含め、新たな担い手の確保を図る。
- 子供・若者自身や家族が、互いに他の子供・若者や家族を支え合うピアサポートの取組を含め、子供・若者自身が支援の担い手となりつつ成長していく取組を推進する。
- 各地の子ども・若者支援地域協議会や、子ども・若者総合相談センターの全国ネットワーク化（ネットワークのネットワーク）や、各種研修修了者のネットワーク化など、担い手の共助を全国規模で推進する。
- 子供・若者の成長に関わる様々な専門職、支援者の養成・確保を推進するとともに、その安定的な活動を支援する。
- 子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において、社会参加活動への支援を含め、子供・若者育成支援に携わるコーディネーター⁵⁹の養成・確保を図るとともに、その安定的な活動を支援する。
- 子供・若者の抱える問題の多重化・複雑化を踏まえ、専門分野を横断した研修の充実、専門分野や組織の枠を超えた連携・協働を、適切かつ円滑な情報共有を含め、推進する。
- 担い手が限られがちな地方における人材の養成・スキルアップ等に資するため、ウェブ会議などオンラインによる研修・会議、助言等の充実を図る。

子供・若者育成支援におけるAI等のデジタル技術やデータの活用（Child-Youth Tech：チャイルド・ユース・テック）⁶⁰を推進し、テクノロジーで担い手をアシストする。

⁵⁸ 第4章(1)参照

⁵⁹ 担い手と子供・若者等の当事者、担い手と担い手、機関と機関等をつなげたり、分野横断的な取組等を企画・調整したりするなど、地域における支援の輪のハブとなる人材。

⁶⁰ 例えば、産業技術総合研究所による、AIが過去事例の分析から虐待の重篤度や再発率などを予測し、児童相談所における意思決定を支援するシステムなど、各種の研究や社会実装が進められている。

第4章 子供・若者育成支援施策の点検・評価等

(1) 評価の実施方法について

大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たっては、子供・若者の多様化や、課題の複雑化・重層化等を踏まえ、単一・少数の指標ではなく、多種多様な指標を以下の4つの観点から設定のうえ、それらを参考にしつつ、総合的・多面的に点検・評価を行うことが適当である。

子供・若者の意識に関するデータ

内閣府で実施している子供・若者の意識調査から、子供・若者の健全育成の状況を把握するうえで特に重要と考えられる項目（自己肯定感・自己有用感、チャレンジ精神、将来への希望、居場所等）を抽出し、フォローする。（別添2参照）

子供・若者を取り巻く状況に関するデータ

第1章の状況認識において掲げた現状・課題に関するデータから、子供・若者を取り巻く状況を理解するうえで特に重要と考えられる項目（若者の自殺者数、不登校者数、高等学校の中退率、若年無業者・フリーターの割合等）をフォローする。

子若法に基づく計画・機関等に関するデータ

地方公共団体における、子ども・若者計画の策定状況、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター及び関係相談機関の整備状況等をフォローする。（別添3参照）

他の法律に基づく基本計画・大綱等における子供・若者育成支援に関するデータ

近年、各分野において法律に基づく基本計画・大綱等の策定が進むとともに、その中に指標等が盛り込まれてきている。これら分野ごとの指標等に横串を入れ、子供・若者育成支援に関する指標等を抽出・整理し、フォローする。（別添4参照）

さらに、上記により設定した参考指標（子供・若者インデックス）を「基本的な方針」の5つの柱ごとに分かりやすく整理した「子供・若者インデックスボード」（仮称）を内閣府において作成し、ホームページや毎年度の子供・若者白書等で広く公開することが適当である。

これにより、子供・若者の現状や支援施策の推進状況を、社会全体で共有・把握（CHECK）し、家庭、学校、地域、行政、企業、団体等それぞれの立場での改善に向けた行動（ACTION）、地方公共団体を含めた総合的な計画づくり（PLAN）と、更なる取組（DO）へと、PDCAサイクルを回し、国民運動として子供・若者育成支援を推進することが期待される。

また、個々の施策の点検・評価に当たっても、上記参考指標とのつながりを意識するとともに、数値だけでなく、定性的なファクト（企画・実施プロセスにおける子供・若者を始めとする多様な視点・意見の反映、受託団体など担い手の意欲を引き出す取組等）を把握しつつ行うことが適当である。

（２）調査研究について

子供・若者の意識調査については、政策の企画・立案はもとより、様々なところで引用・活用されており、基幹的な調査として、分析をより一層充実させるなど更なる改善を図りつつ、継続実施していくことが必要である。

さらに、デジタル技術・データを活用した子供・若者育成支援など、子供・若者を取り巻く状況を踏まえ、必要な調査研究をタイムリーに実施していくことが望まれる。

（３）広報啓発について

従前より、ポスター、街頭行進、政府広報番組等を用い、11月の「子供・若者育成支援強調月間」を中心に広報活動が展開されてきたが、形骸化してきているとの指摘もある。SNSや動画の活用など、デジタルネイティブたる子供・若者の参画等により、活性化を図ることが必要である。

とりわけ、法や大綱、本報告書の内容については、当事者たる子供・若者にしっかりと周知し、理解を促すことが特に重要であることから、わかりやすいジュニア向けの広報媒体を作成し、広く公開していくことが求められる。

（４）関係機関・組織間の連携・協働について

子供・若者に関する問題の多重化、複雑化等を踏まえ、施策の立案・審議段階から運用、評価段階に至るまで、縦割りを超え、関係機関・組織間の連携・協働を図ることが重要である。

（５）大綱の見直し期間について

おおむね5年を目途として見直しを行いつつ、予測不能な形で社会変化が起きる状況も踏まえ、3年目に当たる令和5年度（2023年度）中に、上記参考指標等を踏まえて中間評価を行い、政策的に関連の深い他の大綱等の改定時期に合わせる方向でさらに検討し、結論を得ることが適当である。

(別添1) 個別施策の企画・実施等に関する有識者会議構成員の意見

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

【基本的な生活習慣の形成】

- ・ 基本的な生活習慣の形成においては、子ども食堂など孤食を減らそうとする民間団体の取組も生かしながら推進すべき。
- ・ 早寝早起き朝ごはん国民運動については、健康増進の観点というよりは、もっと大きく、「ライフスタイルの確立」に主眼があると理解しており、そのような観点から推進が必要。
- ・ 食育の推進に当たっては、共働きが増えていることについて考慮が必要。朝遅く出勤できる時差出勤制度など、働き方改革についての取組も重要。

【規範意識等の育成】

- ・ 子供は主体的な権利を持つものとの認識を醸成し、人権・権利の保障に取り組むことが必要。
- ・ 道徳教育においては、子供の権利について教育する必要がある。「あなたが大切」というメッセージがあつて初めて「他の人たちが大切」「他の人の気持ちをどうしよう」となるのではないか。
- ・ 規範意識の育成は非常に重要だが、実際に育成されているのは表面的な規範意識にとどまっていないか、よく考えてみる必要がある。
- ・ 道徳教育は、多数派の空気を読む教育になりやすい。多様な属性を持つ少数派の人々に配慮すべきであること、少数派の人々は逆に自らの権利をきちんと主張すべきであること等も盛り込む必要がある。
- ・ 薬物乱用や振り込め詐欺で検挙された若者に対する矯正教育やその効果判定を十分に行うべき。また、矯正教育では、友人の非違行為を止める具体的な方法についても教えるべき。
- ・ 「規範」のハードルが低くなっており、やっても大丈夫なこととやってはいけないことの境目が非常にファジーになっていて、軽い気持ちで犯罪に結びついているのではないか。

【体験活動の推進】

- ・ 色々な教育内容を詰め込んだ結果、子供・若者が多忙になっている。学内だけでなく学外において、ゆとりを持って自分たちで主体的に学べる環境をつくっていく視点も必要。
- ・ 出前事業や〇〇学習においては、一方向的な講義だけでなく、参加型のものとしたり、NPOと連携した取組みにしたりするなどしなければ、退屈なだけの授業となり大切なことも伝わらない。

【読書活動の推進】

- ・ 大学進学を目指す高校生は受験勉強のために読書に十分な時間を割くことができないのが現状。「本を読みましょう」というだけの単なるPRでは効果が見込めない。高大接続や情報リテラシーの育成などに関連させ、実効性ある推進方策をとるべき。
- ・ アニメや漫画であっても、関心を持って触れれば、知力を高め、情操を育めるなど、読書と同じような効果が得られるのではないか。

【生涯学習への対応】

- ・ 働き方や生き方が多様化していく中で、夜間中学や社会人向けの大学院など、様々なレベルでの学び直しがますます重要になっている。

【知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立】

- ・ どのような人間をどのように育てるのかといった点も含め、例えば、就学前から15歳までを目標とする体系的な教育カリキュラムを関係省庁が共同して作成するような取組も必要ではないか。

【学校教育の情報化の推進】

- ・ リアルとオンライン、それぞれ良い面がある。コロナが収まってもオンライン教育は実施していくべきだと思うが、リアルな教育とのバランスをいかに取っていくか、先取りして考えることが必要。
- ・ 感染症のみならず災害などにより学校に行けなくなることも想定される。その場合に、すぐオンラインの比重を大きくした教育に切り替えられるよう、実地訓練の意味合いも含め、普段からオンライン教育を経験しておくことが必要。
- ・ GIGA スクール構想によりオンライン教育ができる環境を整備した上で、小学校からのタイピング、PCでの文書作成、プログラミング教育等を進め、子供の情報活用能力を世界最高水準にしていきたい。
- ・ EdTechを活かして個別最適化された学習が学校内外ですべての子供に提供されるようにするとともに、心身の健康に関するリスクを察知する研究を推進し、子供の不登校、自殺、精神疾患等の発生を抑制すべき。

【健康教育の推進】

- ・ 子供の心の健康教育は、SOSを出せる力の育成にもつながる非常に重要な教育分野。子供の権利としての健康を守る教育として、いじめ防止や自殺予防につながるような、心理教育の内容も盛り込むべき。

【子ども・若者総合相談センターの充実】

- ・ 地域において単一の機関がワンストップの総合相談支援体制を構築していくということではなく、地域の各機関が連携・協働することで、地域自体においてワンストップ化していくという方向性の検討が必要。子若法における協議会、あるいは指定支援機関が旗振り役を担うことで、地域全体で誰も取りこぼさない総合相談支援体制の構築について検討が必要。
- ・ 子ども・若者総合相談センターや子ども・若者地域協議会をもっともっと広める必要。必置にしても良いのではないか。
- ・ ひきこもり問題に象徴されるように、誰にも存在を知られたく無いと思ったり、虐待問題に象徴されるように、当事者が取り締まられるという観点を持ってしまったりすると、当事者はSOSの声を上げられない。書面等の申請によらない、匿名での相談対応にも目を向けていくことが必要。
- ・ 受け付ける相談の8割強のケースで問題が複合化している。複合的な問題を抱えている当事者のために、連携をいかに強化していくかが重要。連携には負担を伴うことから、一定程度予算を積み増していくようなインセンティブメカニズム等の検討も必要。
- ・ 事業委託に関して、やり方次第では、民間の最先端のノウハウ等を行政サービスに取り入れることで質が向上するが、当事者と接するようなサービスに関し、ほぼ非正規で賄われている地域もあり、虐待やDVなど、高い専門性やスキル、経験が求められる分野に関しても嘱託の期限で

切れてしまう。短期的には予算を削減できるかもしれないが、長期的にはマイナス。事業内容よりも金額の低さで競争を促す入札制度に切り替わってしまい、経験やスキル、ノウハウ、人材の質に関し、担保されない状況が生じている。

【学校における相談体制の充実】

- ・ スクールカウンセラーは1週間に1度半日の勤務では機能しにくい。常勤化等によって、効果的に運用されるようにすべき。
- ・ せっかくの専門家であれば、学校に個別に配置するのではなく、複数の多様性のあるチームを作って、そこに委託を出す形式で、うまく児童生徒とマッチングができるようにする。チームとして配置することで、支援機能を強化することも必要。それにより、関係機関との連携のハブ機能を果たすこともできる。複数の支援機能を一定程度集約化し、シナジー効果を生むような総合的な支援体制を考えていくことが必要。

【地域における相談体制の充実】

- ・ 相談体制を充実させるだけでなく、相談を受けた後にとられた具体的な対応についても実態をきちんと把握していくべき。
- ・ 相談を受けた後の対応にまだまだ課題が多いので、不適切な対応をしている組織について、関係者が告発するルートも必要。
- ・ 子供・若者は、行政相談窓口には相談しにくい。専門性よりも関係性を重視する子供・若者特有の特性を考慮し、信頼の置ける大人との日頃の関わりの中で、例えば何らかの活動や余暇の中で、自然と相談できるような環境づくりが必要。
- ・ 身近な地域の相談機関にて、子ども・若者のライフステージに伴走しながら継続的な相談支援が受けられることが望まれる。

【いじめ防止対策等】

- ・ いじめのSOSを子供たちはちょこちょこ出しているが、大人に受け止める感性や、受け止めなければという必死さが無いといけない。いじめ防止対策推進法により、教員が一人に対応するのではなく体制を作って、みんなでそれを防ぐという体制ができたことは評価するが、一方で先生や、第三者委員、教育委員会が疲弊する結果となっており、運用の在り方について改めて検討すべき。
- ・ これはいじめなのかどうなのかという検討が関係者間でなされることが多い現状を踏まえると、「いじめ」の定義について再検討も必要なのではないか。
- ・ 校内暴力が小学校で増えているが、背景には発達障害の問題や虐待の問題があることも想定されるので、その背景をきちんと捉えて対応することが必要。

【被害防止のための教育】

- ・ 幼少期からの体系的な安全教育が、本人とともに保護者に対しても必要。
- ・ 安全教育の向上について、今までどおりの予測・回避だけではなく、被害に遭ってしまった後、危機を乗り越えて解決する力もつけていかないと、実際に犯罪に直面したときに乗り越えられない。科学的知見に基づいた幼少期からの体系的なカリキュラムが必要。
- ・ 先生方が非常に忙しい中、地域に安全対策や防犯教育のアウトソーシングができるような仕組みを作れるとよい。

- ・ 子供を犯罪から守るとともに、前兆を読み取り、犯罪を未然に防ぐ力を教員に身に付けさせ、地域のボランティアなどと一緒にあって組織的に対応できる仕組みを作ることが必要。また、事件が起きた後の緊急総点検は地域の方と教員により、あまねく実施されるべき。
- ・ SNSや自画撮り送信等で危険が生じており、安全教育と情報モラル教育を重ね合わせて実施していくことが必要。
- ・ 消費者教育に関し、何かあったときに相談できる、例えば法テラスのような場のアピールも必要。

【キャリア教育の推進】

- ・ 日本の教員は多忙な上に、研修などの機会が学校教育内にとどまっており、諸外国に比べて企業やNPOなどと関わる研修の機会が著しく少ない。「働く」や「仕事」ということを日常の教科の内容と関連させた指導が、諸外国と比べて手薄。学校の先生方の社会の様々な職業等に関する意識の低さに課題を感じる。
- ・ 教員も業務に忙殺される中、また企業や他の世界で働いたりしたことがない中で、様々な職業や生き方について教えるということには難しさもある。外部人材や、企業各社の色々なプログラムを積極的に活用すべき。
- ・ 学校生活において、なぜか就労意欲がそがれてしまっている部分がある。子供や保護者に希望が持てるような伝え方をしてもらいたい。
- ・ 職業能力・意欲の習得に関し、体系的な指導・学習を目指すのであれば、関連省庁が連携し統一したカリキュラムを作るなどの取組が必要。
- ・ 現場では、キャリア教育というと、職業体験、職場体験をすればいいという感じになっていて、労働や労働法などを身に付ける機会が非常に少ない。
- ・ 新学習指導要領では、キャリア教育を総則に位置付けているが、現場の学校では点数に現れないものに力を入れていくということが難しいという事実は、認識しておくべき。
- ・ 労働の対価として給与をもらうことがいかに大変なことが、社会にはいろいろな職業があるが、自分に合った職業がベストであり、注目されるような職業ばかりが良いものではないというような点をしっかり伝えるべき。
- ・ 人間関係形成能力を育む教育が前段にあって、その後に職業体験があるべきではないか。
- ・ キャリアという言葉自体も多様性を含んでおり、家族としての役割など、ライフステージに応じて役割が変化していく中で、どう役割と付き合いながら暮らしていくかがキャリアだと考えれば、キャリア教育の全てを就労・就業に収斂させるべきではない。
- ・ 高校中退問題も考えれば、キャリア教育に触れられない層が出てくる。情報格差や教育格差が広がっていく可能性を踏まえれば、フリースクール等にどう情報を届けていくか、検討が必要。

【能力開発施策の充実】

- ・ 例えばジョブ・カード制度は随分認知も広がり、制度の総合サイトも、使いやすくなっているなど、府省の取組も改善されてきている。一方で、現場レベルで見ると、やる人間が手一杯になっていて、理想的なレベルで使いこなせていない。現場にどれくらい負荷がかかって、それに対応できる人員、体制、予算が現場にあるのかという点も考えないと、理想的なツールも現場ではうまく効果を発揮しない可能性がある。

【就労等支援の充実】

- ・ 単に就職率だけではなく、早期離職率を見ることも重要。単に景気だけの問題ではなくて、職場において必要とされる様々な能力を想定できない若者も多いのではないか。
- ・ 就職はできても自分に合わないからと辞めて、良い転職ができず離職を繰り返すという例が見られる。転職に対し、どうサポートするかも課題。

【社会形成に参画する態度を育む教育の推進】

- ・ 社会形成の参画支援を子供・若者に対して求めるが、そもそも参加したい社会になっているのかという視点が重要。
- ・ 参画機会の保障の取りかかりとして、生徒会活動の見直しが必要。学校内での意思決定への参画もできないのに、学校外の選挙等に自分たちが関与や参加をするという意識は出てこない。コミュニティ・スクールも活用し、生徒自治を重視した学校運営を推進すべき。
- ・ 学校外での社会参画への機会保障が必要。子供議会、若者議会など、まちづくりへの参加や自治体施策への参加という面での参画保障も、あわせて検討していくことが必要。
- ・ 主権者教育は、ほとんどが投票教育になっている。2015年の文科省通達の但書に政治的中立性の担保について記載されているが、現場の教師は何を指しているか判断ができないことも多い。政治的中立性とは何か、より丁寧に示していくことが必要。
- ・ 学校と地域社会の間に中間的集団があるはずだが、それが若い人に見えていない。中間的な集団がもっと力を持っていかないと、「学校だけ」から脱することができず、地域社会を感じて参加する機会もつけれない。
- ・ 教育基本法では社会形成への参画が謳われている。学習指導要領上の位置付けもはっきりしない、いわゆる「教育」という形ではなく、教育課程を通して社会形成に参画する態度が育成されるようにすべき。
- ・ 課題解決的な学習をグループで行う点が、日本の教育では弱い。コミュニティの課題について多様性を尊重しながら解決していく学習も弱い。教育の体質改善的なことをやっていかなければ、主権者教育や法教育にあまり効果がないのではないか。
- ・ シティズンシップ教育においても、発達段階に沿った体系的なカリキュラムが必要。
- ・ 学習指導要領も変わり、例えば「公共」だけでなく、「総合的な探究」も含め、生徒がいかに主体的に動けるかという観点から、教育していくことが必要。
- ・ 理想像や良いことばかりを追い求める教育では、現実とのギャップが生じ、1回ドロップアウトしてしまうとなかなか社会参画ができなくなってしまう。社会では「ダイバーシティ」や「多様な価値観」を認めようと言われているが、教育は画一的になりがち。理想論でなく、社会の現実はこんなに厳しいという点も、理解させるべき。
- ・ 子供の権利条約や権利行使主体としての子供・若者をベースに考えると、参画支援というのは少しおこがましい。本来、参加することは権利であり、それをどう保障していくかが重要。
- ・ これからどんどん社会が変わっていく。子供は未熟と言うが、未熟ということはある意味新しいということでもあり、その新しさを社会にどう生かしていくかが求められる。
- ・ 子供・若者の社会参加の好事例について、事例集の作成等により横展開を図ってはどうか。

- ・ 若者の社会参加を支える担い手としての「ユースワーカー」が必要。
- ・ 子供・若者による社会参加等が、学校段階を超えて継続できるようにしていくことが必要。
- ・ すべての子供・若者の社会的な活動・地域活動への取組を支援することにより、つながりや関係性が構築され、地域が「居場所」化することが期待されるとともに、生活の大半を共にする親や先生以外の大人との交流のきっかけにもなり、社会性や主体性の萌芽にもなることが期待される。

【消費者教育】

- ・ 消費者教育は消費者の自立支援が目的であり、被害に遭わないことももちろん重要ではあるが、SDGsにおいて消費者の責任も明確になっており、消費者として社会に参画するという視点を持った、幅広い教育内容であるべき。消費者教育を含め、教育は地方自治体の自治事務であるが、自治体間の格差をどう防いでいくかといった点も重要。

【全般】

- ・ 教育の地方分権を進め、社会の変化に柔軟に対応できるようにすることを目指して規制を緩和し、プロジェクト学習を中心とした教育課程や縦割り集団による学習等、特色ある教育システムの選択を可能とすべき。
- ・ 小中学校は公立がほとんどだが、高校では3割の生徒が私立高校に進学しており、教育委員会からの支援が届きにくい構造があり、この点も踏まえて効果的な取組を考えることが必要。
- ・ 今の教育には「総合的な教育」という視点が少ないのではないかと。各科目は基礎力として必要だが、課題を設定して解決していくような力をつける教育の在り方も議論が必要。

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

【自殺対策】

- ・ 若年層に対する自殺対策は待ったなしの課題。SNSを活用した相談活動など、取組の追加が必要。アウトリーチも重要であるが、学校で全部やり切るとするのは難しい。第三者機関がしっかりとSOSを受け止め、そこで解決できる仕組み、家庭や学校を外から支える仕組みも整備していくことが必要。
- ・ 子ども・若者総合相談センターに繋がってくるケースのうち、実際に自殺企図に至ったケースも少なくない。彼ら・彼女らがセンターに電話をしてくるのは、専門性がある機関だからではなく、関係性のある他者であるから、言い換えれば、センター、スタッフ、団体自体が居場所となっているから。子供・若者の目線に立ったときに、SOSを出せる他者というのは、心の相談員やカウンセリングルームといった専門性の殻をまとう人ではなく、この人だったら信頼できるという関係性のある人。子供・若者の居場所の保障や、居場所から専門機関に支援をつないでいくプロセスが重要。
- ・ 子供には衝動的な面もあり、死んではいけない、自殺はいけないことだと言うだけでは全然説得力がない。夏休みが明けるときに自殺が増えるといういわゆる9月1日問題が報道されているが、長期休暇明けが憂鬱というのは先生も同じだという話も聞く。学校の居心地をよくしていくための取組も必要。
- ・ 自殺対策や、外国人、性的指向・性自認(性同一性)への理解等に関しては、根本にある「教育」を重視して進めるべき。

【子ども・若者支援地域協議会】

- ・ 子ども・若者支援地域協議会という形で縦と横の連携が広がって、守秘義務がある中で安心して支援に取り組めるということをもっと周知していくべき。
- ・ 子ども・若者支援地域協議会を設置している123地域のうち、42が都道府県、14が指定都市。個別支援会議まで機動力よく行うことを考えると、市町村単位での設置が必要。
- ・ 協議会の役割をどこに置くかを明確にすることが必要。ワンストップは非常に大事であるが、協議会が実体を動かすものなのか、あるいはワンストップとしてまず受ける窓口役割に特化するのか、どちらにするのかというのを話し合っておくことが重要。
- ・ 子ども・若者育成支援推進法は、指定支援機関を置ける等、地域の実情によってその役割をカスタマイズできるところが、現場にとってみると実用的で非常にありがたい。自治体には、要保護児童対策地域協議会(要対協)や生活困窮者支援など、いろいろな協議会がある中で、その狭間を埋める役割として運用されているのが子ども・若者支援地域協議会。各地域の実情に応じて運用されている面があるので、一概に設置方法や役割を決めてしまうとデメリットが生じる可能性もある。
- ・ ネットワークはとても大切だが、調整機関の基盤整備をきちんとしないと回らない。
- ・ 要対協と、子ども若者支援地域協議会の連携強化が必要。

- ・ ひとりでいろいろな職務を乗りこなす、ドラクエで言うところの「賢者」を大量に生み出すことは難しく、地域全体を「賢者」にできるかを考えるべき。単一機関に集約していく発想より、地域の中でどう機能を集約し、どうシナジーを生むのかという発想が重要。
- ・ 複数の協議会をまたぐようなケースが発生したとき、誰がケースマネジメントの主体を担うのか、詰めておくことが必要。
- ・ ハードな状況に置かれている子供・若者・家族ほど、いろいろなことを恐れてネットワークから逃げていく傾向がある。対象者へのネットワークの見せ方や、アクセスの橋の架け方は十分検討する必要がある。
- ・ 相談の際、関係機関での情報共有に同意しない人も多い。窓口で得た相談情報についてクラウドを用いて集約し、一元管理する動向もあるが、その情報が流出したときには、人生が終わってしまうくらい秘匿性の高い情報であり、必要な情報に絞り、確実に匿名化するなど、個人情報の提供に同意しない当事者が支援から遠のいてしまうことがないよう、十分留意すべき。
- ・ 重層的な支援に当たっては、個人情報保護の問題というのが非常にセンシティブに存在しており、そういう管理をしっかりとするような運営の協議会でなければ、相乗りはできない。
- ・ 当事者団体や家族会が各地できている。そういった組織を協議会の中に入れるかどうかは別にして、それらの意見を聞く場、交流の場を持つことが重要。
- ・ 現場が抱えるのは、複合的な問題であり、現場で縦割りを突破する仕組みをいかに担保していくのが重要。

【アウトリーチの充実】

- ・ 一人一人にアプローチしていくことが大切であり、アウトリーチが進み、きちんと個々人の本音を引き出せるような体制をいかに作るかが課題。
- ・ アウトリーチ支援をより効果的なものにするため、専門家をチームで配置することが必要。
- ・ 伴走しながら支援していく段階の課題は、何といっても人が足りないということ。困っている人たちを何%カバーして、何%の確率で状態改善すれば、社会問題が軽減したといえるのか。現場の負担感や待遇も含め、もう一回トータルで見直していくことが必要。

【ひきこもりの支援】

- ・ ひきこもり対策には、医療・障害分野で培われたアプローチと、青少年分野の、関係性を分析して、それを重視していくアプローチとの二つの文脈がある。それぞれの長所を融合させ、新しい時代に求められる専門的ノウハウとして確立し、社会的に共有していく段階にある。内閣府のアウトリーチ研修はそれを体現するものであり、非常に重要な役割を担っている。
- ・ 障害があり、ひきこもりの状態にある子供・若者がいるが、強度行動障害を持っている場合は、受け入れ機関がなく、家族に大きな負担がかかっている実態もあり、家族支援が課題。

【不登校の子供・若者の支援】

- ・ 不登校問題は深刻化しており、学力低下、高校中退、その後のニートやひきこもりなどの誘因となる、困難を有する子供・若者の中心課題であり、対策強化が必要。

【高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援】

- ・ 中退者が在籍していた高校とサポステの連携や、高校へのスクールソーシャルワーカーの配置が必要。

【障害のある子供・若者の支援】

- ・ 障害者の問題を、他人事ではなく、自分のことと考える観点からの教育が重要。
- ・ 特別支援学校の子供たちへのネグレクト等は、命に係る深刻な問題。特別支援教育コーディネーターは教育の専門家であって、福祉の専門職ではない。特別支援学校はスクールソーシャルワーカーへのニーズがとても高い状況にある。
- ・ 障害がある子供の虐待など、部局をまたぐ事案について、縦割りを超え、十分な連携が必要。
- ・ 障害は有無の二分法ではなく、スペクトラムで考えることが必要。「障害」と一括りにして考えるよりも、一人の人間としての権利ということを最初に置かなければならない。障害者の権利は障害者の権利であるが、一方で、全員の子供が持っている権利も障害者の権利として重要。子どもの権利条約の中でも、障害のある子供は特別に配慮されなければならないとされており、全体の権利がある中で、さらに配慮されなければならないという意識が必要。
- ・ 発達障害のある児童生徒の早期発見等について、学校現場における複合的な課題への対応という文脈に位置付けて考えるべき。
- ・ 発達障害などの障害を持った大学生も増えてきている。各種機関との連携の下、しっかりと対応していくことが必要。

【障害者に対する就労支援等】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳を持ってないが、一方で学校の進路指導等も抜けているという生徒もあり、重点的なカバーが必要。
- ・ 就労の受け皿に関しては、個別の課題でバラバラに対応するのではなく、ひきこもり等他の課題とあわせ、多様な働き方を受け入れられる事業所を地域と協働して確保することが必要。
- ・ 就労段階の事業評価は就職率や進路決定率が主になってくるが、それでは、重篤なケースを扱いたすと、数字が上がらないことから、本来支援すべき対象者がどんどん排除されていく可能性がある。社会問題を解決するために本当に必要な事業評価、指標は何なのかということも、注視することが必要。
- ・ 就労支援に加え、消費者としての自立支援も重要。民法改正という大きな流れの中で、障害のある方への支援を十分に講じていくべき。
- ・ 小児慢性特定疾患の自立支援事業が児相福祉法に規定されたが、その強化として、「自立支援の充実」が必要。

【非行防止等】

- ・ 性の問題について、例えば小学生が妹に対してすごく性的なことをするというように、低年齢でも今まであり得なかったようなことが増えている。性について真正面から取り上げ、加害をしてはいけない、被害に遭ってはいけない、自分を守るための教育が必要。また、発達障害や学校不適応が背景に絡んでいる場合があり、発達障害の早期発見、早期治療や、低学年の段階から不登校にならないようにすることも必要。
- ・ 性非行の早期発見機関として産婦人科医との連携、協力が必要。
- ・ 学校現場で起こっていることについて、少年法を根拠にするというのは最終手段、できるだけ後の選択肢であってほしい。

- ・ 大麻の問題にしても、性的な問題にしても、まずは未成年がサイトを見ることを前提として、検索キーワードに薬物やアダルト系等のワードを入れると、子供たちに危ないよといった警告や情報が届くようにしていくことも必要。

【薬物乱用防止】

- ・ 「ダメ、ゼッタイ。」という言葉には違和感がある。いろいろ失敗したけれども、頑張って復活した人を認める風潮も出てきており、「ダメ、ゼッタイ。」という標語はそろそろどうかと感じている。
- ・ 国際的に見ると、薬物からの矯正など頑張っていると評価できるところはある。良いところはぜひ伸ばしていただきたい。

【非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等】

- ・ 非行少年に関しても、問題が複合化し、領域がどんどん重なりを帯びてきている。情報共有の仕組みに関しては、守秘義務を課した各法律、制度との連携をうまく図っていくことが重要。継続的にフォローし、職業的・社会的自立に至るまで確認をしていくといった対策に力を入れていくことが必要。
- ・ 必要な支援や情報を確実に当事者のもとに届ける取組も重要。
- ・ 集団で暴力を振るうといったような非行が減少し、自分や周りの人を傷つけるような非行が増加しており、かつ暗数も相当ある。自傷行為やひきこもり、窃盗等の前段階には、児童虐待や発達障害への不適切な対応などがあることも多い。一律の対策だけではなく、個別の学校、地域、個人のレベルできめ細かく対応することがこれまで以上に重要。例えば学警連のような機関間の連携や、スクールソーシャルワーカー等の役割が重要になる。
- ・ 省庁だけでできることには限りがあり、いろいろな層に多重的に網をかけていかないと、問題の事前対応はできない。民間のボランティア等とも積極的に連携していくことが重要。

【施設内処遇を通じた取組等】

- ・ 発達障害など配慮が必要な子供たちへの対応が学校でなされる結果、少年鑑別所や少年院の収容人数は減少し、18、19歳の非行少年が相対的に多くなっている。少年法は刑法と異なり、罰を与えるのではなく保護して教育する。しかも、一人一人、個別に科学的に非行の原因を調べて対応するものであり、少年法の適用年齢を引き下げて良いかは疑問。
- ・ 少年院は施設によっては、収容率が高くて8割から9割になるところもあるなど、環境面について改善を進めることが必要。
- ・ 女子非行少年の非行は、加害者性が乏しく被害者性が高いという特徴がある。指導教育以上に、安全・安心な場所と関係性の中での治療的な介入が必要。
- ・ 矯正施設内で出産する若者が、施設内で子育てできるような措置が必要。

【社会内処遇を通じた取組等】

- ・ 少年院を退院した女子非行少年について、関係機関の連携（特に児童福祉、母子保健の分野）によりフォローアップしていくことが必要。また、経済的自立が可能となるよう、精神面も含め社会全体の多面的な支援が必要。

【外国人の子供や帰国児童生徒への教育の充実等】

- ・ 外国人の子供・若者等への対応、特に英語以外の特殊言語を母語とする者について、学校だ

けで対応するのは難しい。企業活動のグローバル化に伴い、海外勤務の経験者が増加しており、企業によっては退職者会のような組織を全国各地域に組織しており、一億総活躍の観点からも、退職者の活用が考えられる。

- ・ 定住外国人の子供からの相談に対応する際、言葉がなかなか通じない例がある。カウンセリングスキルと語学力を合わせ持った専門人材を派遣できれば良いが、地方では、人員を確保することが難しい。カウンセリングを実施する相談支援機関に語学力を持った方を派遣する仕組みを整えていくことが必要。
- ・ 児童相談所においても、定住外国人の子供等からの相談が増えているという印象があり、カウンセリング能力と語学力を備えた者も必要。児童相談所だけで対応するのではなく、例えば、鑑別所等の収容人数が減少しているのであれば、鑑別所の心理技官や心理職など専門性の高い職員を活用するなど、横断的な対応が必要。

【性的指向・性自認(性同一性)等に対する理解促進】

- ・ 性的指向・性自認(性同一性)についての悩みを相談するところが少し手薄になっている。当事者がそうした悩みを自覚していないことも要因としてあり、性的指向・性自認(性同一性)や性の多様性についての教育などを推進することが必要。
- ・ SOSの出し方教育や性的指向・性自認(性同一性)に対する理解促進を進めているが、十分な評価がなされていない。自治体独自の教材を作成する取組もあるが、適切な効果検証がなされていない。子供たちからアンケートを取るなど評価をしながら、実効性のある教育・啓発ができるようにしていくべき。

【児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応】

- ・ 児童相談所の生活環境について改善が必要。例えば、児童相談所の子供たち同士の間人間関係ですごく苦勞するといったことがあり、一時保護された子供が再度一時保護の必要性があったとしても、保護されたくないという意思表示をする者もいる。一時保護所の生活環境も整えるべき。
- ・ 児童相談所の職員を大幅に増員し、学校等関係組織との連携を推進して、比較的軽微な段階から児童虐待に対応できる体制を構築すべき。
- ・ 子供に対して具体的に暴力がある場合のみならず、親同士の面前 DV やネグレクト、教育虐待や経済的虐待も含め、どうしても家にいたくない、いられない場合に、一時保護されるか、家にいるかのどちらかの選択肢しかないという状況は良くない。その間をつくることできないか、検討が必要。
- ・ 児童相談所における一時保護所のみならず、子どもシェルターのような、もう少し敷居が低く一時的に何時間でも預かってもらえる場所が必要。
- ・ 生活困窮者自立支援制度の活用も必要。貧困の状況にあって、家族もかなり疲弊した状態にある、そういった当事者の支援には、虐待の案件も混在している。貧困対策の窓口に来たケースも、連続的に児童養護の分野での支援が受けられるようにしていくことも検討が必要。
- ・ 法務省の総合法律支援法において、子供の虐待案件も法律相談の対象となるが、件数は伸びていない。実際のところ、子供がどこまで相談できるのかということに関し検討が必要。

- ・ 子供の意見を聞く仕組みは結構充実してきているが、子供が自ら声を出すことをサポートするアドボケート体制や、子供自身が声を出し、虐待から逃れていけるようなエンパワーメントやストレングスという視点も必要。
- ・ 親権者や監護者の問題に関しては、法律上、子供の手続代理人が認められているが利用は少ない。子供を一人の当事者として、主権者として認めて、きちっと話を聞くことを制度化する姿勢が必要。
- ・ 虐待通告されている子供たちがいるのにもかかわらず、学校と児童相談所との連携ができていない例が見られる。スクールソーシャルワーカーの充実が必要。
- ・ 成績の低下や遅刻の増加、体調不良を頻繁に訴える子供の中に後に児童虐待の被害が判明するケースが非常に多いという研究者の見解もある。こういった児童虐待が予見できるような情報の取扱いについての検討が必要。
- ・ 学校、児童相談所、保健センター等のそれぞれが既に持っているデータを横につなげ、人工知能を活用して予見していくということを、全体としてやっていく時期に来ている。数年単位で時間がかかることであり、早く取り組むことが必要。
- ・ 虐待による死亡の中でも0日児死亡はあまり減っていない。0日児死亡というのは、公的相談機関等に拒否的あるいは知られたいけないために、消極的拒否を含め、制度とつながりづらい状況にある。公的相談の充実だけでは不十分であり、どこまで民間の力を活用できるか、あるいはSNS等をどこまで信頼して活用するか、検討が必要。
- ・ 虐待に関しては、死なせない虐待対策はもとより、虐待を受けた子供の治療・ケアまでが必要。長期的支援として、精神的治療などが必要。
- ・ 日本はSDG's 16.2 の子どもへの暴力撲滅の path finding country となっている。確実な撲滅を図ることが必要。
- ・ 1994 年に日本は児童の権利条約を批准しているが、子供への権利侵害の最たるものである虐待が起きるのは、社会として子どもの権利を守らなければいけないという意識があまりにも低すぎるから。子供を権利侵害から守るという社会的意識をどうつくっていくのか、そして、それを守るための家族をどう支援するのかというところを、基本的に考えなければいけない。

【社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり】

- ・ 日本の代替養育は施設が中心であるが、諸外国同様里親を中心とし、パーマネンシー保障を早急に実現することが必要。
- ・ 自立は家庭(実家庭、養親家庭、里親家庭)からを原則とし、在宅措置から自立する子供・若者に対するケアが必要。特に、低年齢の虐待であっても自立を意識してケアを構築することが必要。
- ・ 平成 28 年児童福祉法改正を受けて、「新しい社会的養育ビジョン」が出されている。その確実な実施が必要。

【ヤングケアラーへの支援】

- ・ 子供が親のケアや未就学の兄弟のケアに追われていたりすると、その子供自身がエスケープしたいとなっても、下の子のケア等の問題から、できない場合がある。ヤングケアラーへの配慮が

必要。

- ・ ヤングケアラーの実態把握を進め、ヤングケアラーに対する支援を充実させるべき。

【子供・若者の福祉を害する犯罪対策】

- ・ 政府による指導の取組もあるが、現状ではツイッターなどSNSを介した被害を止められておらず、サイバーパトロール的な取組についても、目に見えた被害の減少はない。
- ・ 個別のやりとりをしている中でだまされてしまうケースもある。啓発やリテラシー教育が追いついておらず、児童ポルノの撮影が違法だという認識が多くの中高生にあまりない。フィルタリングの推進が対策の中心で、リテラシー教育への取組がおろそかになっているのではないか。
- ・ 例えば、JKビジネスについて条例で押さえることができても、別の手口になって移り変わって出てくることを見越して対応を考えると、安全基礎能力(体力と 危機に対する知恵、知識、コミュニケーション能力、そして、最後、自分で決めてやり遂げる大人力の4つの力)を小学校段階から発達段階に沿って体系的にしていくことが必要。最初の兆しを発見するのは、一番子供の身近にいる家庭か、学校の先生になることから、そうした方が兆しを見つけられるよう、効果検証した上で教材を作成することが必要。
- ・ 教育や啓発を徹底しようとする課題になるのは、これを全く受けようとしないう層がいるということ。問題が発覚した時点で、保護者にも教育や啓発を受けることを義務化することもありうるのではないか。
- ・ 保護者自身も何が問題か分からずスマートフォンを渡している部分もあることから、1歳児健診の際などに保護者が必ず学ぶ場を設けるなど、早期の教育を組織的に行うことが必要であり、業者任せでフィルタリングをかけることには限界が来ている。
- ・ 一億総スマホ時代になっている。大変便利で使いやすく恩恵もある一方で、それを通して犯罪に巻き込まれるなどのリスクもある。対策は後手後手に回りやすいが、SNSの契約をする、あるいは利用する前の啓発を民間企業の協力を得て徹底していくなど、民間企業に遠慮せずに、より積極的な対策を取ることが必要。
- ・ フィルタリングに関しては、大人側が誘っているわけで、大人側にフィルターをかけて、未成年とのやりとりには画面上で警告を行うといったところまで踏み込んで対策をとらないと被害はなくなるのではないか。
- ・ 被害に遭っている子供たちは広域化をしている。例えば、宮城県にいる女の子が東京で被害に遭うといったことが現に起きてきていて、どのように広域対応をしていくのか、費用も含めて考えないといけない。都道府県や、市町村ではその突破は難しく、国レベルでの検討が必要。当該地域の住民だけを対象とすることが多い各自治体の青少年健全育成条例では、十分対応できないのではないか。
- ・ 対応しているケースの中で感じるのは、孤独、孤立、自分自身を無条件に認めて、受容してくれる居場所を求める子供や若者の切実さ。そうした切実さの中で、居場所や依存できる相手を求めてさまよい、それが昨今ではオンライン上でのさまよひとなり、そしてケースによっては性的な関係も絡むものとなる。根本にある彼ら、彼女らの切実さが生み出される根源を、社会全体でどう埋めていくのかを考えていかないと、対処療法を繰り返すことになる。

【差別の防止】

- ・ 性的指向・性自認(性同一性)、精神障害、その他の障害、感染(新型コロナウイルスを含む)等の差別をなくす教育が必要。
- ・ 外国にルーツをもつ子供やセクシュアル・マイノリティの可能性のある子供等への支援を官民連携によって推進するとともに、地域や学校における差別防止の取り組みを推進する。

【全般】

- ・ 子供・若者を取り巻くいろいろな問題がある中で、一番の課題は、大抵の人はこのことを知らないということ。子供・若者の意見表明の場という、きらきらした、いわゆる意識高い系というか、そういう問題に関心がある子たちのものになりがち。いろいろな境遇の子供・若者たちの声をどのように社会に伝えていくかという視点も持っていく必要がある。
- ・ 青少年を対象とした犯罪者に関する情報の共有等が必要。

3. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

【自国の伝統・文化への理解促進等】

- ・ 在日外国人児童が増加してきており、在日外国人児童やその家族との積極的な交流を進めることが一番身近な国際交流になるのではないかと。それは、日本人児童が「差別をしない」ということを学ぶ上でも、外国人児童が母国の文化に誇りを持ちながらも日本の文化を学んでいくという相乗効果を生む上でも重要。自国の文化として日本の文化も持ったグローバルに活躍できる人材の育成につながっていくのではないかと。
- ・ 在日外国人の方たちと、基盤となる地域において、差別なく、その中の一員として接することが重要。ドメスティックな部分できちっと多様性を認めることがグローバルなところにつながるのであって、いきなりグローバルだけを目指すというのは本末転倒。

【グローバル人材の育成】

- ・ 各府省庁の取組の効果は、それぞれ何人に増えたとか、倍になったとかという測り方をしているが、本当にグローバル社会で活躍する人材になっているか、アウトプットだけでなくアウトカムの測り方についての研究も必要。
- ・ 海外に行って一番痛感するのは、英語力とIT力こそが日本の学校で一番の弱点だということ。結局、留学しても日本人だけで固まって、いろんな人たちとどんどんコミュニケーションを取ろうという人が少ないのは問題。

【国際交流活動】

- ・ 学校や地域レベルでも国際的感覚を持った子供・若者が増加している一方で、国際交流活動等にアクセスできない子供・若者に対し、どのように機会保障していくかが重要。社会的に孤立している当事者にとって海外の異なる価値観や文化との交流が困難な状況から脱却する際の大きな力になることもある。
- ・ 全ての子供たちがオンラインで世界中のデータにアクセスする機会を確保することはとても重要。そのためには、通信費やタブレット等を何らかの形で公の部分で見ることが必要。そうやってオンラインで出会った人々とのオフラインでの国際交流や地方間交流を、子供・若者たちが提案して、その提案を受け取る形で公的な費用をつけるような仕組みをつくれないうか。
- ・ 漫画、アニメ、ゲーム等のサブカルチャーを題材にした、若年層の国際交流企画の推進を考えるべき。

【起業家の育成等】

- ・ 起業家教育について省庁横断的に取り組んでいる様子が見られないことは残念。特に、小中学生レベルからの起業家教育は、子供たちがこれから新しいビジネスを創ろうという意欲を持つ上で非常に重要であり、小中学校段階からの取組が必要。それにより、地域コミュニティの活性化を図ることも可能。
- ・ 大学などが自治体と連携して手を挙げて、それを国が支援するような、ボトムアップ式の起業支援プログラムもあっていいのではないかと。
- ・ 社会のイノベーションを目指すパイロット的教育機関の創設が必要。

【情報通信技術人材の育成】

- ・ 海外に行くと、IT を駆使しているいろいろな面で生活に役立てているが、そういった社会実装の取組が日本では遅れている。

【若者による地域づくりの推進】

- ・ 地域おこし協力隊に参加したものの、その地域になじめなかったり、待遇面の問題から、途中で辞めてしまう例がある。年限が限られている中で、その地域に定着できないとなると、その人自身のキャリアにもつながらない。受け入れ自治体にトレーナーやコーディネーターといった役割の職員を配置したり、それらを研修したりするなどの対応が重要。
- ・ 自治体に受入れの素養がないと協力隊員は定着しない。その対応策として、地域のまちづくり団体等を受入れ団体にする必要も必要。
- ・ 現行の事業は、どちらかという大学生以上の若者に対して焦点が当たっており、中高生や小学生が地域づくりに参画するという視点が必要。小中高校生の地域参加は、教育の文脈で実施されているが、そうではなく地域づくりに参画するという視点が必要。
- ・ 大学の側も、地域おこしのような外で実施している活動を大学の中の教育活動に組み込む、具体的には、大学の単位や授業として認める仕組みが必要。
- ・ 地域の課題を発見し、その解決に子供・若者が主体的に取り組む機会の充実が必要。
- ・ 「JK 課」「ニート株式会社」のような新たな若者参加プロジェクトの推進が必要。

【STEAM 教育】

- ・ アメリカでは、もともと「STEM」と言っていたものを「STEAM」に言い換え、「A」、芸術を認識し直している。文化芸術は芸術家だけのものではなく、次世代を担う人たち、私たちも含めて、みんなのもの。これまでにないものを創るとか、人の心が動くもの、何かないものを創るといときは、無駄に思えるようなことが非常に大事になってくるのではないかな。

【新進芸術家等の育成】

- ・ コロナ禍の中で、ヨーロッパなどに比べ、日本の芸術家は生活が保障されていないことが明らかになった。世界でも評価される若者たちも出てきている中で、芸術をやることで生活できないという課題が後回しにされている。若者が生活も保障され、この国で芸術をやっていくという希望が持てるようにしていくことが必要。

【特定分野に特異な才能を持つ児童生徒・学生の応援】

- ・ 学校や社会になじめない、距離を置かざる得ない環境にある子供・若者の中には、既存の枠組みに収まらないことで、イノベーションを生む力を持っていたり、あるいはグローバル社会で活躍できる素養を持っていたりする可能性がある。いじめや不登校、貧困等の困難を抱える子供・若者にあえてターゲットを絞って才能を発掘していくことも有効ではないかな。

4. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

【子ども家庭支援】

- ・ 子供・若者が抱える困難には重複が見られ、施設単位でみると行先がない子供・若者が出てきており、家庭への支援が必要。担い手の養成の中に、個人だけでなく、家庭を支える支援という要素を入れていくことも必要。
- ・ 児童福祉法の改正で、子ども家庭支援の中心は市区町村となっている。厚生労働省は2022年までにすべての市区町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を行うと明言している。その確実な実施が必要。
- ・ 子ども家庭支援への子供と親の参加が必要。

【学校と地域が連携・協働する体制の構築】

- ・ 学校と地域等との連携においては、理念の部分が非常に重要であるが現状は曖昧。学校や子供たちのために地域などが協力するという一方向的な関係ではなく、学校や子供たちと地域等との「互恵関係」という発想が必要。子供たちが動くことによって地域が変わっていく、地域が良くなっていく。そういった事例を重ねるなど、子供たちは地域のために、地域は子供たちのためにという互恵関係を理念として活動を展開していくということが必要。
- ・ 互恵関係について、現状はできたとしても、先生個人と地域、先生個人と団体と間のもの。公立の先生は数年たつと異動になり、先生の裁量次第で学校が開かれるか開かれないかが決まっていくように感じる。学校として、開かれた姿勢を見せていくことが大事。
- ・ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の構成委員に学校のことをよく知らない人がなっている例や、協議会を開くための事務的な負担を学校現場が負っているという例も聞く。このような点も踏まえ、この制度をどう評価していくか、考えていくことが必要。
- ・ 地域と学校の連携に関し、活動推進員をどのように発掘するか、各学校、各地域で非常に頭を悩ませているのではないかと。活動推進員、学校評議員、PTA役員が全て同じ人が兼務をしているという状況が、特に地方では生まれてくる懸念がある。地域学校協働本部の緩やかなネットワークという発想を参考に、推進員自体を推進員という形で個人が担うのではなく、ある種の団体、集団、グループに対して委嘱をするという発想も検討が必要。
- ・ 学校環境をつくることと地域環境をつくることが表裏になっていて、かつ、家庭への援助もこの間に挟まるような形で動いている実態がある。この「3すくみ」(3者関係)を全体、総体として理解し評価していくことが重要な課題。
- ・ 地方と都市部を同じような評価基準、視点で見ていくことには問題もある。最終的な目標は、子供たちが安心して健やかに健全に養育されることであり、評価の仕方も、少し距離を置いてみる必要がある。
- ・ 地域と学校だけが連携に満足しても意味がなく、子供の意見がどのくらい反映されているかが一番重要。
- ・ 精神疾患を発症する中高生も多くいる中で、そうした生徒に対応するための取組として、学校の中で生徒サポートチームのような支援体制をつくる必要がある。学校単独でそうしたチームを

つくることは難しいため、市町村、教育委員会がサポートしていくシステム、さらには市町村、教育委員会が学校をサポートしていくことを促すような国からの支援も必要。

- ・ 不登校やいじめに対しては直接的なアプローチもあるが、これらのバックボーンとなる学校や家庭への取組を通して、結果的に不登校とかいじめが減っていくような形で、安心・安全な学校づくりが展開されていくという、大きな視点の下でのアプローチもある。

【放課後子ども総合プランの推進】

- ・ 放課後児童クラブの人員の配置基準は参酌すべき事項になり、支援員が必ずしも2人でなくてもいいことになっている。保育の質の向上、子どもたちの安全・安心を守るためにそれでのいいか、今後出てくる影響について跡追いや検証が必要。

【地域で展開される多様な活動の推進】

- ・ 地域等における各種の体験交流活動においては、企業でもたくさんの取組みを行っているので、学び支援に関する活動について、可能な限り一元的に情報を把握し、公開することもよいのではないかと。
- ・ 農山漁村の体験プログラムについて、教員の立場で考えてみると、クラスの中で、交通費を払える人は参加してもらえなくてもそれ以外の人は参加してもらえないということが起こると、やりにくいのではないかと。

【体験・交流活動等の場の整備】

- ・ 地域の子供を地域で育てていくという意識を社会意識として醸成する、あるいはそのような社会が実現するような仕組みづくりをしていくことが必要。
- ・ バリアフリーについて、当事者の方の声をしっかりと受け止めて進めることが必要。例えば、特別支援学校と連携して、子供たちがそういった設備をつくることに協力すれば、学校と地域の互恵関係にもつながるのではないかと。
- ・ 学校の部活以外の社会教育プログラムの充実を社会教育主事が中心になって進めていくことが必要。

【子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり】

- ・ 地域の目は非常に重要であり効果的であるが、若い人にどうつないでいくかが課題であり、次の世代を引き込む努力が重要。
地域で子供達の見守り活動を行うとともに、安全教育を担うボランティアの役割が重要。
- ・ 地域に安全対策や防犯対策のアウトソーシングをするに当たり、例えば防犯道路のように、ここでは子供を絶対被害に合わせない、というような仕組みづくりが必要。そのためには、道路計画や公園・緑地計画、都市整備の部分に子供・若者の関係者が参加し、相互に連携していくことが重要。
- ・ 子供や社会の安全を守るという意識を地域社会全体に広げることが、地域コミュニティの再生にもつながるのではないかと。
- ・ 子供の見守りは進めるべきだと思うが、地域からただ見守られるだけではなく、子供もそこに参画する仕組みが重要。高齢者の消費者被害をなくすための見守り活動に子供が参加することで、相乗効果が生まれている例も見られる。見守られる側だけでなく、見守る側という視点も一方で持つことによって、子供の犯罪被害の防止にも役立つのではないかと。

- ・ 被害者が子供たち、加害者が若者という構図の事件が多くなっているのが現状。つまり、両方が施策の対象者であり、ただ被害から守るだけでなく、子供・若者の社会参加の一つのテーマとして安心・安全の問題を考えていくことにより、その後の子供・若者の犯罪抑止につなげていくことも必要。

【ネット依存・ゲーム依存への対応】

- ・ 依存防止のための教育を、子供のゲームのコントロールの在り方等に関する家庭にへの支援や、相談先の確保も含め、推進していくことが必要。

【オンライン教育等ICTの活用】

- ・ オンラインによって地域差を解消できるという点はプラスに捉えても良い。一方、オフラインでやるリアル研修の場合は、リアルでしかできないことに特化していくべきではないか。オンラインによる研修とリアルな研修の組み合わせにより、プログラムや教育の質みたいなどころの情報格差、地域差みたいなものをなくすることができるのではないか。
- ・ 各府省庁において非常に重要な取組を進めているが、それを全て把握している人は一人もいないのではないか。ICTの活用により、様々な子供・若者の環境を把握し、的確な支援を行うことができる。ICTを活用したシステムの開発により、政策のカバー率や効果を高めるという視点が必要。
- ・ 全ての子どもがアクセスできる通信環境の整備、PCまたはタブレットの貸与等が必要。

【全般】

- ・ 地域において、連携の核になる育成支援団体を明確にすることが必要。
- ・ 関係機関同士がより強固なパートナーシップの形を作っていくということが重要。

5. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

【民間協力者の確保】

- ・ 今後の子供・若者施策に企業の参画をしっかりと位置づけ、NPOや学校等など子供により近い場で活動する機関との連携・協力を進めていくことが必要。
- ・ 企業は様々な支援活動をしており、体験学習など、多くのプログラムを持っている。そうしたのもも利活用して、一緒に取り組んで行ければいい。
- ・ 企業にはそれぞれ得意分野があり、それを活かしつつ、公と情報や考え方を連携・共有しながら、全体としてうまく子供・若者の育成支援を進めていくことが必要なのではないか
- ・ 地域などで青少年を指導する担い手自身が、性に困っている女の子、男の子をどう指導しているか、どう支援しているかが分からない状況がある。担い手の養成に、性教育についての項目を加えることが必要。
- ・ 保護者である従業員に対し、働き方に関する研修の中等で、お子さんの問題に対し、こんな悩みがあるときにはここに相談したらいい、といったことを周知するよう、企業に要請してはどうか。

【同世代又は年齢の近い世代による相談・支援】

- ・ 困難を抱える子供・若者に限らず、子供・若者は、どちらかという、何をするかよりも、誰とするのか、どういう専門性がある人かよりは、どういう人かというところに魅力を感じ、その先が支援機関であろうが、社会参加の場であろうが、そこにいざなわれていく特徴がある。子供・若者にとって一番心がわくわくしたり、動かされたり、「この人がいるのだったら」と思いやすい人というのは、同じ子供・若者。担い手育成の点からも、若者という人材自体が、大切な社会資源。

【各種教育への多様な担い手の関わり】

- ・ 様々な 教育の担い手が基本的に学校に集約されていることに危機感を覚える。社会全体の脆弱性、社会全体の教育力の低下が学校教育の課題として集約されている現状を見直すべき。
- ・ 学校に様々なものが課され過ぎていて、外でやるべき体験活動や、専門性を要するが必ずしも教員が詳しいわけではない課題などいかに対応するか、外部資源を導入するかどうかということが大きな問題。
- ・ 場としての学校ですることと、学校がすることはイコールではない。学校ですることには限界が見えているが、学校という場でやれることはたくさんある。そのためにも、さまざまなコーディネーター、サポーター、ワーカー等の補助的な人員の養成、確保が重要。

【総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成・支援】

- ・ 単発の研修はいろいろな刺激を得るという観点からは良いが、関わりの質を高めていくという観点においては、やはり限界がある。継続教育をどう進めるか、検討することが必要。
- ・ 内閣府のアウトリーチ研修については、全国各地でのアウトリーチの実践につながるなど、実績も上がってきている。実地訓練を伴う形で実践を積んだ者が社会に出ていくことは、非常に重要。
- ・ 出向制度の充実、とりわけNPO 領域への出向機会の充実が必要。
- ・ しっかりと専門性を持った人間を確保していくことが大事であるが、人手不足の状況を踏まえ、

他施策との共有人材の確保も含めて考えていくことが必要。大学で、教育、医療、福祉、様々な専門資格の取得を目指す段階から、共通の項目として、例えば、虐待対応といった関連の必要なスキルを学んでいくといったこと、さらにその後、どの資格の道に進んだとしても、連続的にスキルアップ、キャリアアップしていけるような仕組みを体系的に整えていくことが必要。

- ・ 当事者の支援に当たっては、24時間また複数年関わる必要性がある事案もある。このため、複数年当事者に伴走できるような踏み込んだ施策を打っていく必要があるが、この分野は単年度主義であり、相談支援の最前線の多くの人たちが単年の不安定な雇用契約で賄われているといった点は見直しが必要。
- ・ 困難を抱える子供・若者の支援に従事する支援者の雇用の安定化、具体的には、学校内だけでなく、学校外のNPOや市民活動団体など重層的な支援ネットワークの構築が必要。
- ・ 連携の架け橋人材が要求されている時代だということは間違いない。「漂流」という問題もあり、ある時間のフェーズの中で、同じ人であっても課題を変えていく。IKビジネスを居場所と感じるように、何かに張りつき、くっつき、依存していくというメカニズムは、連携するときに頭に置いておかないといけない。
- ・ 困難を抱える子供・若者に関わる担い手に関して、養成の観点だけでなく、レスパイトも考えることが必要。ハードな状況に置かれている中で、心理的にもかなりダメージを受けている専門職をどう守っていくのか。辞めていかない、バーンアウトしないための環境整備が重要。
- ・ 子供・若者支援分野では、施策ごとに様々な取組が充実してきているが、人口減少に伴う担い手の不足が問題になる。一方で、触法少年に関しては減少しており、専門人材がしっかりと次のキャリア、領域に移行できる仕組みも必要。そうしていくことで、今後、問題の変遷が起きた場合も、質高く柔軟な対応が可能。
- ・ 子どもの権利擁護を基礎とした支援者の研修、子どもの意見を尊重する支援が重要。

【教員の資質能力の向上】

- ・ スクールセクハラが増えていることから、教員採用時の研修等で、性教育に係る指導が必要。
- ・ 消費者教育・主権者教育も含めそれを教える側の教員の養成課程が実施し得るスキルを養う状況にあるのかを問うことが必要。
- ・ 教員の働き方改革を着実に実現し、学校教育を持続可能なものに転換。

【スクールソーシャルワーカー】

- ・ スクールソーシャルワーカー一つとってみても、一人が複数校を担当しており、すぐに相談したくても順番が回ってこないなど、十分な体制とは言えない。スクールソーシャルワーカーの多くが非正規雇用といった課題もある。処遇改善に加え、国家資格化も視野に入れるなど、専門性に資する育成方法が必要。
- ・ ひきこもり等の問題を見ても、子供達の一番身近にあるのは学校だが、一方で教員は多忙化しており、常勤のスクールソーシャルワーカーを配置することが必要。そのことは、教員が本来の教育活動に集中することにもつながる。
- ・ 現代社会にはいろいろな課題があり、その都度、〇〇教育、〇〇教育が増え、それが全て教員の肩にかかっている。外部と内部の中で色々なコーディネートをするための常勤のスクールソーシャルワーカーが各学校に一人必要なのではないか。

- ・ 今の学校の中で、従来の学校教育の持つスキルや知識では到底うまくいかないことが多い。スクールソーシャルワーカーがなくては立ち行かないのが現状。
- ・ 地域におけるスクールソーシャルワーカーの活躍を支援する必要がある。

【児童福祉に関する専門職】

- ・ 児童相談所によって専門性や経験に差があり、一部では学校の先生が一時的に勤務しているケースも見られる。深刻な案件であるにもかかわらず、専門性が高い方による対応がなされないケースがあり対応が必要。

【思春期の心理関係専門職】

- ・ 医療機関と関係機関の連携を進めるため、精神保健福祉士の配置を促進すべき。

【全般】

- ・ 各地を転々として、どこの自治体の施策にもつながらない子供たちもいることから、広域対応できる人材、予算の確保についても考えていくことが必要。
- ・ 子供・若者を一人の市民として育てていくために、子供・若者の社会参加や地域参加について、参加のコーディネート等子供・若者の社会参加とか、地域参加を支えるような専門家の養成も必要。
- ・ 小中高校における30人学級の実現、中学・高校における部活動を教員の過剰負担なしに維持できる体制の構築、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充、ICTサポーターの拡充等が必要。
- ・ 教員養成学部において、学校外の教育を担う、教員免許を取得しない者への教育が縮小されるなど、教育について自由に学んだり研究したりする学部や学科が縮小されていることは憂慮すべき。
- ・ 第三者や公共機関による養成だけではなく、子供、若者の成長を直接担うべき保護者の自覚と教育が必要。

参考指標 子供・若者の意識に関するデータ

以下の数値は、そう思う、どちらかといえばそう思うの合計値であり、13歳～29歳の全体値。
令和元年度内閣府「子供・若者の意識に関する調査」のデータ（括弧内は平成28年度のデータ）

1.自己について

自己肯定感・自己有用感

今の自分が好きだ 46.5% (44.8%)
自分は役に立たないと強く感じる 49.9%

チャレンジ精神

うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む 51.9%

意見の表明

自分の考えをはっきり相手に伝えることができる 49.1%

充実感

今の生活が充実している 68.9% (69.5%)

希望

自分の将来について明るい希望を持っている 59.3%

社会貢献

社会のために役立つことをしたい 70.8%

2.周囲について

家族・親族

学校

<ul style="list-style-type: none"> ・居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など。以下同）になっている <ul style="list-style-type: none"> 家庭（実家や親族の家を含む） 75.6% (79.9%) 自分の部屋 85.3% (89.0%) ・何でも悩みを相談できる人がいる 58.8% (59.8%) ・困ったときは助けてくれる 77.4% (78.4%) ・親（保護者）から愛されている 73.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所になっている <ul style="list-style-type: none"> 卒業した学校を含む 48.1% (49.2%) ・何でも悩みを相談できる人がいる 57.7% (57.7%) ・困ったときは助けてくれる 65.6% (65.0%) <p>上記2項目は、学校で出会った友人についての回答</p>
--	---

職場

地域

インターネット空間

<ul style="list-style-type: none"> ・居場所になっている 35.1% (39.2%) <ul style="list-style-type: none"> 過去の職場を含む ・何でも悩みを相談できる人がいる 33.6% (31.1%) ・困ったときは助けてくれる 51.6% (50.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所になっている 53.3% (58.5%) <ul style="list-style-type: none"> 現在住んでいる場所やそこにある施設等 ・何でも悩みを相談できる人がいる 18.5% (18.2%) ・困ったときは助けてくれる 27.4% (26.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所になっている 56.6% (62.1%) ・何でも悩みを相談できる人がいる 23.7% (21.3%) ・困ったときは助けてくれる 23.3% (21.8%)
---	---	---

3.支援について

- ・社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった状態が改善した経験（困難改善経験）があった 60.9%
- ・学校の先生やカウンセラーなど人から受けた支援に効果があったものはない 30.4%
- ・誰にも相談したり、支援を受けたいと思わない 8.9% わからない 16.0%

社会生活や日常生活を円滑に送ることができないような時に、どのような機関や人なら相談したり支援を受けたりしやすいと感じるかとの問への回答

- ・知っている育成支援機関等はない 29.4% (26.1%)

参考指標 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画・機関等に関するデータ

別添 3

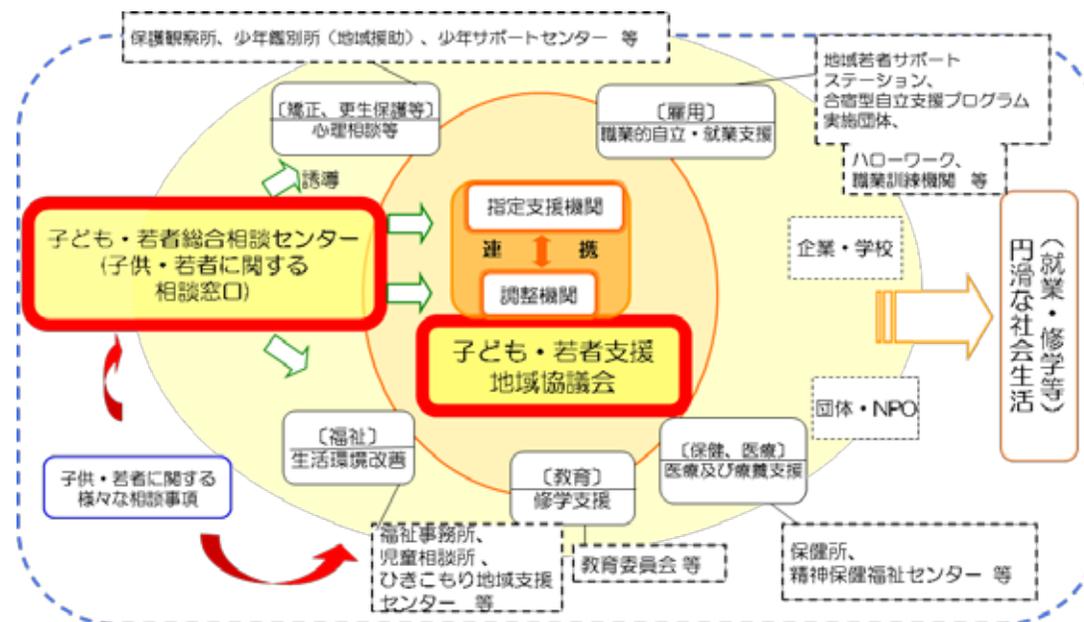
子ども・若者計画策定自治体数
 87 114 (H28.1.1 R2.1.1)
 ・都道府県 39 43
 ・政令市 12 15
 ・市区町村 46 56

子ども・若者総合相談センター 設置自治体数
 64 93 (H27.3.31 R2.3.31)
 ・都道府県 15 20
 ・政令市 8 8
 ・市区町村 41 65*

子ども・若者支援地域協議会 設置自治体数
 88 128 (H27.3.31 R2.3.31)
 ・都道府県 31 42
 ・政令市 13 14
 ・市区町村 44 72*

市区町村は政令市を除く

* 直近5年間において、センター、協議会を複数の自治体が共同設置する事例が出ている。R2.3.31時点では、センター1、協議会2が2つの町の共同設置によるもの



(参考) 主な青少年相談機関の設置状況

・青少年センター	748(R1.1)
・消費生活センター	858(H31.4)
・少年サポートセンター	196(H31.4)
・少年鑑別所 (法務少年支援センター)	52
・保護観察所	50 (他に支部1, 駐在官事務所29)
・法務局・地方法務局	311
・教育委員会・教育相談機関 (教育相談所等)	1,662(H30年度)
・地域若者サポートステーション	177(R1年度)
・家庭児童相談室	1,004(H26.4)
・児童相談所	212(H30.10)
・児童家庭支援センター	122(H29.10)
・精神保健福祉センター	69(R2.4)

参考指標 他法律に基づく基本計画・大綱等における子供・若者育成支援に関するデータ

子供・若者育成支援に関連する指標等を設けている基本計画・大綱等の例（未定稿）

府省には外局を含む。カッコ内は現大綱・計画の期間。

【内閣府】

子供の貧困対策に関する大綱（R1～R5）

- ・生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親世帯の子供の進学率
- ・高等教育の修学支援新制度の利用者数
- ・ひとり親世帯等の電気、ガス、水道料金の未払い経験 等

少子化社会対策大綱（R2～R6）

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数
- ・里親等委託率
- ・6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合 等

障害者基本計画（H30～R4）

- ・児童発達支援事業等を行う事業所数
- ・障害学生支援担当者を配置している大学等の割合 等

男女共同参画基本計画（H27～R2）

- ・男性の育児休業取得率
- ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 等

科学技術基本計画（H28～R2）

- ・児童生徒の数学・理科の学習到達度
- ・大学理工系学部への入学状況
- ・アントレプレナーシップ教育の実施数 等

まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2～R6）

- ・子供・子育て等に温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合
- ・SDGs達成に向けた取組を行っている都道府県、市区町村の割合 等

消費者基本計画（R2～R6）

- ・子ども安全メールfrom 消費者庁の登録者数
- ・薬物乱用防止教室の開催率
- ・全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 等

【文部科学省】

教育振興基本計画（H30～R4）

- ・OECDのPISA調査における習熟度上位層・下位層の割合
- ・人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合
- ・地域の行事に参加している児童生徒の割合
- ・日本人高校生、大学生の海外留学生数
- ・修士課程修了者の博士課程への進学率 等

子供の読書活動推進に関する基本的な計画（H30～R4）

- ・全校一斉の読書活動を行う学校の割合
- ・子供の読解力（OECD生徒の学習到達度調査）等

文化芸術推進基本計画（H30～R4）

- ・子供の文化芸術活動の参加割合 等

スポーツ基本計画（H29～R3）

- ・子供の体力水準
- ・スポーツを「嫌い」「やや嫌い」とする中学生の割合 等

【厚生労働省】

自殺総合対策大綱（H29～R4）

- ・自殺死亡率 子供・若者に限定せず。

【法務省】

再犯防止推進計画（H30～R4）

- ・主な特性別2年以内再入率（少年）
- ・復学・進学の見込み状況
- ・保護司数及び保護司充足率 等

【農林水産省】

食育推進基本計画（H28～R2）

- ・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数
- ・朝食を欠食する子供、若い世代の割合
- ・中学校における学校給食実施率 等

子供・若者育成支援推進のための有識者会議 審議経過

第1回 平成31年4月19日(金) 15時～17時

今後の審議の進め方など

第2回 令和元年5月30日(木) 10時～12時30分

現大綱の点検・評価

・全ての子供・若者の健やかな育成

ヒアリング出席府省庁：内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

第3回 令和元年6月19日(水) 10時～12時

現大綱の点検・評価

・全ての子供・若者の健やかな育成

ヒアリング出席府省庁：内閣府、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

第4回 令和元年9月4日(水) 10時～12時30分

現大綱の点検・評価

・困難を有する子供・若者やその家族の支援

ヒアリング出席府省庁：内閣府、文部科学省、厚生労働省

第5回 令和元年9月27日(金) 9時30分～12時

現大綱の点検・評価

・困難を有する子供・若者やその家族の支援

ヒアリング出席府省庁：内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

第6回 令和元年12月6日(金) 10時～11時40分

現大綱の点検・評価

・子供・若者の成長のための社会環境の整備

ヒアリング出席府省庁：警察庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、環境省

第7回 令和2年1月10日(金) 10時～12時10分

現大綱の点検・評価

・困難を有する子供・若者やその家族の支援

・子供・若者の成長を支える担い手の養成

ヒアリング出席府省庁：内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

第8回 令和2年7月10日(金) 13時30分～15時30分

現大綱の点検・評価

・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

ヒアリング出席府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省

第9回 令和2年9月25日(金) 10時～11時40分

今後の検討の進め方について

新大綱の論点・盛り込むべき事項について

第10回 令和2年10月16日(金) 13時～15時

新大綱の論点・盛り込むべき事項について

・全ての子供・若者の健やかな育成について

・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援について

構成員からのプレゼンテーション(清永構成員、土肥構成員、福田構成員)

意見交換

第11回 令和2年11月13日(金) 10時～12時

新大綱の論点・盛り込むべき事項について

・困難を有する子供・若者やその家族の支援について

・子供・若者の成長を支える担い手の養成について

構成員からのプレゼンテーション(奥山構成員、門田構成員、谷口構成員)

意見交換

報告書案の構成について

第12回 令和2年11月20日(金) 13時～15時

新大綱の論点・盛り込むべき事項について

・子供・若者の成長のための社会環境の整備について

構成員からのプレゼンテーション(久保田構成員、定本構成員、古賀座長)

意見交換

報告書案の構成について

第13回 令和2年12月21日(月) 13時～15時

子供・若者からの意見募集及び団体等からのヒアリングの結果報告

報告書案の検討

(参考2)

子供・若者育成支援推進のための有識者会議 構成員

令和2年12月 日現在

相原 佳子	弁護士
明石 伸子	特定非営利活動法人日本マナー・プロトコール協会理事長
奥山 眞紀子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事
柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
門田 光司	久留米大学文学部教授
清永 奈穂	株式会社ステップ総合研究所所長
久保田 圭祐	特定非営利活動法人あおもり若者プロジェクトクリエイイト理事長
古賀 正義	中央大学文学部教授
近藤 直司	大正大学心理社会学部教授
定本 ゆきこ	京都少年鑑別所医務課長
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
鈴木 みゆき	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長
谷口 仁史	特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポーター・フェイス代表理事
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかもののまち代表理事
福田 里香	パナソニック株式会社ブランドコミュニケーション本部 CSR・社会文化部部長
藤川 大祐	千葉大学教育学部教授
門馬 優	特定非営利活動法人TEDIC代表理事
山縣 文治	関西大学人間健康学部教授
山本 和代	日本労働組合総連合会副事務局長

(敬称略、五十音順)

: 座長 : 座長代理

新たな子供・若者育成支援大綱の在り方について（子供・若者育成支援推進のための有識者会議報告）概要

子ども・若者育成支援推進法（2010年4月施行）に基づく子供・若者育成支援推進大綱に関し、第3次となる新大綱の在り方について、標記会議（座長：古賀正義 中央大教授）にて検討、概略以下の通り年内に報告をとりまとめ、ポイントは、**子供・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中に安心して暮らす多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、支援の担い手やネットワークを強化しつつ取り組むとともに、取組の推進・評価にデータを有効活用していくこと。**本報告書を踏まえ、政府として今年度内に新大綱を策定予定。

1. 子供・若者を取り巻く状況の認識

▶ **社会全体の状況**（子供・若者の健全育成の観点から、社会全体の状況を6つのキーワードで整理）

生命・安全

SDGs

多様性・包摂性(D&I)

デジタル・トランスフォーメーション(DX)

成年

人権・権利

▶ **子供・若者が過ごす「場」ごとの状況（現状と課題）**

- 家庭**：児童虐待、貧困、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は家庭にも深刻な影響を与えたが、家族観の前向きな変化も
- 学校**：特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒等の増、自殺、不登校、いじめなど生徒指導上の課題等で、現場は多忙化
- 地域**：近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、活動の担い手の高齢化・固定化が指摘される一方、地方移住の動きも
- 情報通信環境（ネット空間）**：ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷、ゲーム依存等の弊害も深刻化
- 就業（働く場）**：近年、若年雇用は概ね改善傾向にあったが、コロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークなど新たな働き方も

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針

全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を生き抜く基盤を形成できるよう、育成

困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していきけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、支援

創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等がより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

3. 子供・若者育成支援の基本的な施策

- ▶ ICT活用と体験活動の最適な組み合わせによる育成、基礎学力の保障、健康・安全教育、キャリア教育の充実、自己肯定感、相談力の向上等
- ▶ 関係機関の共助体制の強化、SNSによる相談やアウトリーチ（訪問支援）の充実、自殺、虐待、貧困、ひきこもり、差別防止の推進等
- ▶ STEAM教育（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）、起業家教育等の推進、“出る杭”の応援、若者の地域貢献活動の促進等
- ▶ 多様な居場所づくり、家庭教育・子育て支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、子供・若者への投資の推進等
- ▶ SDGsの一環としての企業、大学等の参画促進、専門や地域を超えた共助、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）による支援等

4. 子供・若者育成支援施策の点検・評価等

▶ 子供・若者の多様化や課題の複雑化等を踏まえ、多様なデータ（子供・若者の意識や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）からなる**参考指標を新たに設定**。それらを可視化した**子供・若者インデックスボード**（仮称）を作成し、総合的・多面的な評価や、社会全体での支援推進に活用。

▶ 大綱の**期間は概ね5年（R3' 7'）**としつつ**3年目に中間評価**。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。